

避難情報の判断・伝達マニュアル (水害・土砂災害)

平成29年 3月

平成29年 6月改正

令和 3年 3月改正

令和 3年 6月改正

高 浜 町

目 次

はじめに.....	1
■ 共 通 編.....	4
1. 町の責務と各人の避難行動の原則	4
1.1 町の責務.....	4
1.2 各人の避難行動の原則.....	5
2. 避難行動（安全確保行動）の考え方.....	7
2.1 避難の目的.....	7
2.2 避難行動.....	7
2.3 立ち退き避難が必要な災害の事象.....	9
3. 避難情報の判断基準の設定	10
3.1 対象とする災害の特定.....	10
3.2 避難情報の対象とする区域の設定.....	10
3.3 避難情報発令の判断基準の基本的な考え方.....	12
3.4 判断基準の設定にあたっての関係機関の助言.....	15
4. リアルタイムで入手できる防災気象情報等.....	16
4.1 情報システムで提供される防災気象情報.....	16
4.2 気象情報及び気象警報等の発表基準.....	16
4.3 防災気象情報等の入手先.....	17
4.4 水害に関する情報.....	18
4.5 土砂災害に関する情報.....	18

■水 害 編	22
--------------	----

5. 水害の避難情報	22
------------------	----

5.1 避難情報の対象とする水害	22
5.2 避難行動を判断する情報	22
5.3 判断基準の設定について	25
5.4 避難情報の判断フロー	28
5.5 洪水浸水想定区域図	29
5.6 避難情報の伝達方法	35
5.7 避難情報の伝達文例	36

■土 砂 災 害 編	37
------------------	----

6. 土砂災害の避難情報	37
--------------------	----

6.1 避難情報の対象とする土砂災害	37
6.2 避難行動を判断する情報	40
6.3 判断基準の設定について	42
6.4 避難情報の判断フロー	45
6.5 避難情報の伝達方法	48
6.6 避難情報の伝達文例	49

■資 料 編	50
--------------	----

はじめに

甚大な災害をもたらした令和元年東日本台風（台風第19号）等においては、避難勧告、避難指示の区別等、行政による避難情報が分かりにくいという課題が顕在化したことに加え、避難しなかった又は避難が遅れたことによる被災、豪雨・浸水時の屋外移動中の被災、高齢者等の被災等も多数発生した。

これを踏まえ、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等の支援を行う必要があるなどの理由から、内閣府（防災担当）による「避難情報に関するガイドライン」が令和3年5月に改定され、水害・土砂災害に関する避難指示等の避難情報には「警戒レベル情報」が付与されることになった。

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	避難情報等の発表・発令元
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保	高浜町が発令
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示	高浜町が発令
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難	高浜町が発令

警戒レベル 2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮 注意報	気象庁が発表
警戒レベル 1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報	気象庁が発表

「避難情報に関するガイドライン」の主な改定のポイントは以下のとおりである。

【警戒レベル 3 避難準備・高齢者等避難開始 ⇒ 高齢者等避難】

- 警戒レベル 3 の情報名称は、警戒レベル 3 で住民等がとるべき行動である「危険な場所から高齢者等は避難」を促す簡潔な表現とすることに加え、以下の点を踏まえ「高齢者等避難」とする。
 - 高齢者の逃げ遅れによる被災が依然として多く、高齢者をターゲットとして明確にする必要があること。
 - 平成 28 年台風 10 号時の高齢者施設での被災の教訓として、当時の「避難準備情報」という名称では、「要配慮者が避難を開始すべきである状況にある」ということがわかりにくいという指摘があったこと。また、「要配慮者」よりも直感的にわかりやすい「高齢者等」と表現した方がよいという意見があったこと。
 - 高齢者等以外に対しての情報である「避難準備」で名称が始まると、高齢者等が避難するタイミングである認識が薄れるおそれがあること。

【警戒レベル 4 避難勧告と避難指示 ⇒ 避難指示に一本化】

- 本来居住者等が避難すべき避難勧告のタイミングで避難しない人が多く（避難指示（緊急）ではリードタイムを確保できていないおそれがある）、また、避難勧告と避難指示（緊急）の違いが居住者等に十分理解されていないうえ、警戒レベル 4 に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置づけられ、わかりにくいことから、避難すべきタイミングを明確にするため、いずれも避難を促す情報である警戒レベル 4 の避難勧告及び避難指示（緊急）については避難指示に一本化し、避難勧告を発令しているタイミングで避難指示を発令することとする。

【警戒レベル 5 災害発生情報 ⇒ 緊急安全確保】

- 現行の警戒レベル 5 「災害発生情報」は、その名称からはとるべき行動がわかりにくく、また、市町村が災害の発生を把握できず発令できないことが多いため、警戒レベル 5 を災害が発生している状況のみならず、切迫している状況においても発令することができる情報にするとともに、情報名称を「緊急安全確保」とし、警戒レベル 4 での避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で直ちに身の安全を確保す

るよう促す情報とした。

2. 警戒レベル5の情報名称は、警戒レベル5の発令で住民等がとるべき行動である「命の危険 直ちに安全確保！」を促す簡潔な表現とすることや、警戒レベル4で求める避難とは異なるため「避難」という表現を用いないことに加え、行動に関する表現を含むものとするため、「緊急安全確保」とするのが望ましい。

「緊急安全確保」は、極めて切迫した状況であることを示す「緊急」と、行動に関する「安全確保」を組み合わせた表現である。

3. 一方、警戒レベル5の情報名称を「緊急安全確保」という行動に関する表現とした場合、警戒レベル5で行動すればよいと誤解されるおそれがある。警戒レベル5が発令される状況は、災害が発生又は切迫し、安全にとることができる行動が極めて限られている状況であるため、警戒レベル5まで待つことなく、警戒レベル4又は警戒レベル3で避難する必要があることが住民に等に伝わるよう十分に配慮することが必要である。

本マニュアルは、内閣府が策定したガイドラインに基づき作成したものである。なお、本マニュアルは自然災害のうち水害、土砂災害を対象としたものであり、今後においても最新の制度・基準等に基づいて、適宜見直しを行っていくこととする。

共通編

1. 町の責務と各人の避難行動の原則

1.1 町の責務

災害対策基本法において、町は、住民の生命、身体及び財産を自然災害から保護するため、防災に関する計画を作成し、実施する責務を有するとされており、この中で、町長には、自然災害が発生するおそれがある場合等において特に必要と認める地域の居住者等に対し、避難情報を発令する権限が付与されている。

しかし、避難情報が発令されたとしても、立ち退きをしないことにより被害を受けるのは本人自身であること等の理由により、この避難情報には強制力は伴っていない。これは、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方に立っていることを示しているものである。

したがって、住民の生命、身体を保護するために行うべき町長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民はこれらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。このため、町や関係機関により提供される情報の具体的内容のみならず、町が発令する避難情報がどのような考え方に基づいているかについて、町は住民に周知し情報共有を図るとともに、自然災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底を図る取り組みを行うことが重要である。

各人の居住地の地形、住宅構造、家族構成には違いがあるが、避難情報は一定のまとまりをもった範囲に対して町が発令するものであり、住民一人ひとりに対して個別に発令するものではない。このため、適切な避難行動、避難のタイミングは各人で異なることを理解した上で、各人は自ら避難行動を判断しなければならない。こうした考えから、今後は、普段から各人が災害種別毎に立ち退き避難の必要性、立ち退き避難する場合の場所等を記載した災害・避難カードを作成したり、住民自身しか知り得ない発災直前の局地的な現場情報、過去の災害時の教訓、避難経路における危険な箇所等については、地域で蓄積し住民間で情報共有する取り組みを進めたりすること等により、いざという時の自発的な避難行動につなげていくことが必要である。

なお、本マニュアルは水害及び土砂災害を対象としたものである。水害について避難情報の発令対象とするのは、洪水予報河川または水位周知河川とする。小河川等による浸水については、屋内の安全な場所で待避すれば命を脅かされることはほとんど無いこと、いわゆるゲリラ豪雨のように極めて短い時間の局所的な大雨で発生する場合が多く、避難情報の発令は困難である場合が多いことから、避難情報の発令対象とはせず、各人の判断で危険な場所から避難することを基本とする。

ただし、小河川の洪水による氾濫を含む水深の浅い浸水であっても、山間部等の流れの速い河川沿いの場合、浸水深が局所的に深くなる場合については、命を脅かすおそれ

があることから、本マニュアルにおいて避難情報の対象とする。

土砂災害については、情報の発令対象地域の絞り込みの考え方を示すとともに、土砂災害に関するメッシュ情報を活用していくものとする。

以上のとおり、本マニュアルでは、洪水予報河川の氾濫や土砂災害への対応のように、多数の人的被害が発生するような災害を対象として、避難情報を発令することを基本としている。

町は住民等に対し、「避難情報」の意味、適切な避難行動のあり方、避難情報を発令する災害、発令しない災害があること等を普段から住民に周知徹底していく必要がある。

町は、災害のおそれがある各段階で、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、以下の「1.2 各人の避難行動の原則」等を平時から住民に周知する必要がある。

また、避難情報の発令の際に暴風雨で身動きがとれなくなることが想定される場合や、想定を上回る規模の災害が発生するおそれのある場合においては、早めの避難を促すことが重要である。

本マニュアルにおいては、対象とする区域を設定して避難情報を発令することとしているが、区域はあくまでも目安であり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、住民が自発的に避難することを促すことが重要である。

1.2 各人の避難行動の原則

自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

町は、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して避難情報を発令する。各人は、災害種別毎に自宅等が立ち退き避難の必要な場所なのか、あるいは上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないのか、などについて、あらかじめ確認・認識する必要がある。

水害、土砂災害は台風や前線による降雨により発生するが多い。まず各人は、気象庁から気象情報が発表された場合、強風や大雨の強まりに注意し、最新の気象情報や町が発令する避難情報に留意する必要がある。

気象庁から各種警報、町から高齢者等避難が発令された段階では、どの災害に対して警報や高齢者等避難が出されているのかを確認し、その災害に対する居住地の危険度に応じて、避難準備等を開始する必要がある。特に、要配慮者及びその支援に当たる人は、避難行動を早めに開始すべきである。なお、土砂災害については突発性が高く精確な事前予測が困難なことから、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域・土砂災害危険箇所（以下「土砂災害警戒区域・危険箇所等」という。）の住民については高齢者等避難の段階から自発的に避難を開始することが推奨される。

また、台風等の場合、高齢者等避難が発令された後、暴風雨となって立ち退き避難が難しくなることも想定されることから、台風情報等を確認し、早めの避難行動をとる心構えが必要である。

さらに、町から避難指示が発令された場合、各人は速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

- ・激しい降雨時には、河川に近づかない。
- ・小さい川や側溝が勢いよく流れている場合は、その上を渡らない。
- ・自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがあるため、大雨注意報が出た段階、上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。
- ・大雨により側溝等の排水が十分にできず、浸水している場合はマンホールや道路の側溝には近づかない。
- ・避難情報が出されなくても、「自分の身は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- ・町は、住民の安全を考慮して、災害発生の可能性が少しでもある場合、高齢者等避難や避難指示を発令するため、実際には災害が発生しない「空振り」となる可能性が非常に高くなる。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えが重要である。
- ・小河川等による浸水に対しては、避難情報が発令されないことを前提とし、浸水が発生してもあわてず、各自の判断で上階等での待避等を行う。
- ・小河川等による浸水に際し、浸水しているところを移動することは、むしろ危険な場合が多く、また短時間で浸水が解消することが多いことから、孤立したとしても基本的には移動しない。
- ・小河川等による浸水に際して、やむを得ず移動する場合は、浸水した水の濁りによる路面の見通し、流れる水の深さや勢いを見極めて判断する必要がある。
- ・小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自発的に避難するとともに、町にすぐに連絡する。
- ・土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者については、高齢者等避難の段階から自発的に避難を開始することを推奨する。
- ・土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者については、避難指示が発令された時点で、既に付近で土砂災害が発生していることなどにより、指定緊急避難場所までの移動（立ち退き避難）が、かえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況の場合には、少しでも早くより安全な場所へと避難する。具体的には、緊急的な待避場所（近隣の堅牢な建物、山から離れた小高い場所等）への移動や、屋内での緊急安全確保（自宅の上層階で山からできるだけ離れた部屋等への移動）をとる。
- ・浸水想定区域の居住者については、避難情報が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、指定緊急避難場所まで移動することが危険だと判断されるような場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は屋内に留まる。
- ・台風等の接近や大雨により、警報・特別警報が発表された場合は、その時点での避難情報の発令の状況を注視し、災害の危険性の有無を確認することが必要である。
- ・避難情報の対象とする区域はあくまでも目安であり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自発的かつ速やかに避難行動をとる。

2. 避難行動（安全確保行動）の考え方

2.1 避難の目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」である。命を守るという観点では、災害のどのような事象が命を脅かす危険性を持つことになるのかを認識し、避難行動をとるにあたっては、次に掲げる事項をできる限り事前に明確にしておく必要がある。

- ① 災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
- ② それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いかを明確にすること
(避難先、避難経路、避難手段、家族等との連絡手段)
- ③ どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを明確にすること

2.2 避難行動

平成 25 年の災害対策基本法改正（以下「災対法改正」という。）以前における避難行動は、避難勧告等の発令時に行う、小中学校の体育館や公民館といった公的な施設への避難が一般的であった。

災対法改正以後、避難情報の対象とする避難行動については、次のすべての行動を避難行動とすることとしている。

- ① 指定緊急避難場所への移動
- ② 安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- ③ 近隣の高い建物、強度の強い建物等への移動
- ④ 建物内の安全な場所での待避

2.2.1 避難情報と避難行動

災害対策基本法における町長の避難の指示等に関しては、「居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する」としており、避難指示は、避難のための（家屋等の現在いる危険な場所からの）立ち退きの指示を意味している。また、災対法改正によって「屋内での待避その他の屋内における避難のための緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。」という行動形態が追加された。考え方としては、避難指示等では立ち退きを指示し、災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、屋内での待避等の緊急安全確保を指示するというものである。

ただし、住民は自らの判断で避難行動を選択すべきものであること、命を守る避難行動として必ずしも災対法改正以前の避難行動までを必要としない場合もあること、周囲の状況によっては指定緊急避難場所等への移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合もあることから、本マニュアルでは、「屋内での待避等の屋内における緊急安全確保」も避難指示が促す避難行動とすることとする。

2.2.2 避難行動の呼称

本マニュアルでは、指定緊急避難場所や近隣の安全な場所へ移動する避難行動を「立ち退き避難」と呼ぶこととし、屋内に留まる安全確保を「屋内安全確保」と呼ぶ。

「立ち退き避難」は、指定緊急避難場所へ移動することが原則であるが、指定緊急避難場所へ移動することがかえって命に危険を及ぼしかねないと避難者自らが判断する場合には、「緊急的な待避」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等への避難）をとることとなる。さらに、外出することすら危険な場合には、「屋内安全確保」（屋内でもより安全な場所への移動）をとることとなる。

実際の避難情報の発令時には、指定緊急避難場所への避難とともに、外が危険な場合には「緊急的な待避場所」への避難や「屋内安全確保」をとることを併せて伝達する。

なお、その場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動することを「水平避難（又は水平移動）」、自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まることを「待避」、屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動することを「垂直避難（又は垂直移動）」と呼んでいるが、「立ち退き避難」は「水平避難」を意味しており、「屋内安全確保」は「待避」又は「垂直避難」を意味している。

また、「立ち退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況）し、指定緊急避難場所等への立ち退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立ち退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点での場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

2.2.3 指定緊急避難場所と指定避難所

災対法改正以前は避難場所及び避難所の定義が明確でなかったこともあり、切迫した災害の種別に対する避難場所の安全性を確認せずに最寄りの避難場所に避難した結果、被災することもあった。また、緊急的に命の安全を確保するために移動する場所、被災後に当面の避難生活を送る場所をいずれも避難所と呼んでいた。これらを踏まえ、避難行動をとる際の安全確保の観点から、災対法改正により避難場所と避難所を明確に区分することとし、あらかじめ町が指定緊急避難場所と指定避難所として指定することとされた。

町では、平成27年3月に水害、土砂災害等の災害種別毎に適した建物等を指定緊急避難場所として指定した。

- 指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ町が指定した施設・場所

- 指 定 避 難 所：災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ町が指定した施設

2.3 立ち退き避難が必要な災害の事象

災害種別毎に命を脅かす危険性があり、立ち退き避難が必要となる災害事象については以下のとおりである。

2.3.1 水害（河川氾濫、内水氾濫）

- ① 比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす場合
- ② 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらす場合
- ③ 氾濫した水が平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性のある場合
- ④ 地下・半地下に氾濫した水が流入する場合

○ 立ち退き避難の対象とならない事象

以下については、立ち退き避難ではなく屋内での安全確保措置が適切な避難行動となる。ただし、地下・半地下等に氾濫水が流入するおそれのある場合等、命を脅かすほどの深い浸水深となる場所については、立ち退き避難が適切な避難行動となる。

- ・短時間で局地的な大雨 → 側溝等があふれ、浸水する場合もあるが、局所的に浸水している箇所に近づかなければ、命を脅かす危険性はない。
- ・小河川の氾濫で浸水深が浅い地域 → 屋内安全確保で命を脅かす危険性がない。
- ・浸水深が浅い内水氾濫 → 屋内安全確保で命を脅かす危険性がほとんどない。

2.3.2 土砂災害

- ① 背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合
- ② 土石流が発生し、被害のおそれがある場合
- ③ 地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

3. 避難情報の判断基準の設定

災対法改正において、低層階や平屋の居住者等のその自宅・施設等においては全ての居室が浸水し身の安全を確保することができない、即ち必ず立退き避難をすべき居住者等（＝必要と認める居住者等）に対してのみ立退きを指示することができるよう規定を見直し、上階への移動や高層階に留まること等により屋内で身の安全を確保できると判断する居住者等に対しては必ずしも立退き避難を指示しないことが可能とされた。同様の規定は緊急安全確保措置の指示にも適用される。

これにより、ハザードマップ等の浸水深等の情報を活用し、例えば想定最大規模の洪水浸水想定区域の家屋倒壊等氾濫想定区域外で50cm未満程度の短時間の浸水が想定されている地域の居住者等（＝必要と認める居住者等）の1階部分にしか居室を有していない人に対しては、その場においては浸水により直接的に命を脅かされるおそれがあることから立退き避難を指示するとともに、同地域内の2階以上の高さに居室があり浸水継続時間も短く浸水による生活への支障も限定的であるなど避難行動を特段とる必要がない安全な場所にいると判断できる居住者等に対しては必ずしも立退き避難を指示しないことが可能となった。

なお、土砂災害はその性質上、立ち退き避難を原則とする。

避難情報の判断基準の設定に関するおおまかな作業の流れは以下のとおりである。

- ① 対象とする災害の特定
- ② 避難情報の対象とする区域の設定
- ③ 避難情報の判断基準の設定

3.1 対象とする災害の特定

過去の災害や想定される災害を調査し、避難情報の発令対象とする災害を特定する。対象は、水害、土砂災害とする。水害に関しては、複数の河川による氾濫の危険性がある場合がある。また、水害と土砂災害等、異なる災害が同時に発生する場合もある。

3.2 避難情報の対象とする区域の設定

3.2.1 水害（河川氾濫）

水害で避難情報の発令対象となる区域は、洪水ハザードマップ（洪水浸水想定区域）を基本とするが、浸水想定区域内において、特に浸水深が深い地域及び過去に浸水に見舞われ住家等に大きな被害があった地域、河川に近く堤防の決壊・越水などの影響が早い地域とする。ただし、住家のない田畑のみの区域については対象外とする。

なお、河川の水位、降雨の状況に応じて、随時、避難情報のエリアを拡大（縮小）していくものとする。避難情報の対象とする区域の基本概念は以下のとおりである。

- (1) 洪水予報河川以外の河川（水位周知河川：関屋川、その他河川等：前川、子生川）
- ・軒下まで水没する区域
 - ・浸水時の水位上昇速度が極めて早い区域
 - ・氾濫水の勢いにより家屋の損壊・流失・住民等の生命又は身体への被害が生じるおそれのある地域
 - ・軒下まで浸水しないものの、浸水（概ね深さ 0.5m以上の浸水）することにより避難上支障になると思われる地域
 - ・局地的な大雨等での突発的な被災、又は被災するおそれのある地域
 - ・その他避難が必要とされる地域
- (2) 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより家屋の流失をもたらす可能性のある河川
- ・河川沿いの家屋

3.2.2 土砂災害

土砂災害は命を脅かすことが多いことから、避難情報の対象となる区域は土砂災害警戒区域・危険箇所等を基本とし、その全ての区域において立ち退き避難することを原則とする。特に木造家屋は土砂災害によって倒壊、流失、埋没する危険性があるため、警戒レベル3 高齢者等避難が発令された段階等において、早めに立ち退き避難を行う必要がある。

立ち退き避難を必要とする区域は以下のとおりである。

- (1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」
- 土砂災害防止法に基づき住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域が土砂災害警戒区域であり、立ち退き避難の対象とすべき区域である。
- (2) 土砂災害危険箇所（県が調査）
- ① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域：傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地の崩壊によって被害が想定される区域に人家や公共施設のある急傾斜地およびその近接地
 - ② 土石流危険渓流の被害想定区域：渓流の勾配が3度以上あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される危険区域
 - ③ 地すべり危険箇所の被害想定区域：空中写真の判読や災害記録の調査、現地調査によって、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川・道路・公共施設・人家等に被害を与えるおそれのある区域
- (3) その他の場所
- 土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるため、これらの区域等の隣接区域も避難の必要性を確認する必要がある。
- また、降雨時においては、前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域についても避難の必要性について検討する必要がある。

3.3 避難情報発令の判断基準の基本的な考え方

町は、対象とする災害の種別毎に避難情報を発令し、対象地域において、立ち退き避難が必要な住民等と、屋内安全確保が必要な住民等の両者にそれぞれの避難行動をとるよう呼びかける。

避難情報は、災害種別毎に避難行動が必要な地域を示して発令する。ただし、避難情報は一定の範囲に対して発令せざるを得ない面があることから、対象地域内の個々の住民にとって避難行動が必要なのかどうか、あらかじめ住民自らが理解し、避難先や避難経路、避難のタイミング等を決めておく必要がある。

避難情報の対象とする避難行動には屋内安全確保も含めることとなっているが、避難情報の発令基準の設定は、避難のための準備や移動に要する時間を考慮した、立ち退き避難が必要な場合を想定して設定するものとする。一方で、避難情報が発令された際、既に周囲で水害や土砂災害が発生している等、遠方の指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと、住民自身で判断した場合には、近隣の安全な建物等の「緊急的な待避場所」への避難や、屋内安全確保をとる場合があることを住民に平時から周知しておく必要がある。

土砂災害については、突発性が高く精確な事前予測が困難なことが多いため、避難情報の発令基準を満たした場合は、躊躇なく避難情報を発令することとする。

さらに、平成 26 年の広島市における土砂災害等の教訓から、他の水災害と比較して突発性が高く予測が困難な土砂災害については、高齢者等避難を積極的に活用することとし、高齢者等避難が発令された段階から自発的に避難を開始することを土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民に周知しておく必要がある。

高齢者等避難については、発令したからといって必ずしも避難指示を出さなければならないわけではなく、危険が去った場合には高齢者等避難のみの発令で終わることもあり得る。このような認識の下、時機を逸さずに高齢者等避難を発令し、避難情報を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」であっても、「被害がなく良かった」と思えるような意識を醸成していく必要がある。

なお、避難指示は指定緊急避難場所の開設が完了していなくとも発令することとなるが、そのような事態をできるだけ避けるため、高齢者等避難発令の段階で、主要な指定緊急避難場所を開設し始め、避難指示発令までに開設し終えるようにする。また、開設している指定緊急避難場所がどこかが具体的に分かる情報を、自主防災組織や地域住民に速やかに伝えるものとする。

また、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するよう努めるものとする。

町が発令する避難情報が住民等に求める行動の詳細は次頁表のとおりである。

警戒レベル相当情報については、国や県が提供する防災気象情報等で住民等が主体的に避難行動等を判断するための参考となる状況情報であり、防災気象情報と警戒レベルの関係は次々頁表のとおりである。

避難行動の整理表

避難行動	避難先 (詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイム※１の確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない ・自宅・施設等 ・近隣の建物 (適切な建物が近隣にあると限らない)	・上階へ移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認 等	警戒レベル 5 緊急安全確保 (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等 土砂災害 高潮 津波
~~~~~警戒レベル 4 までに必ず避難~~~~~					
立退き避難	安全な場所       ・指定緊急避難場所 (小中学校・公民館・マンション・ビル等の民間施設、高台・津波避難ビル・津波避難タワー等)     ・安全な自主避難先 (親戚・知人宅、ホテル・旅館) 等	・避難経路が安全かを確認     ・自主避難先が安全かを確認     ・避難先への持参品を確認     ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認 等	リードタイムを確保可能な時に取るべき行動   (※津波は突発的に発生するため、リードタイムの確保の可否は個々に異なる)	警戒レベル 3   高齢者等避難   警戒レベル 4   避難指示   (※津波は避難指示のみ発令)	洪水等   土砂災害   高潮   津波
屋内安全確保	安全な自宅・施設等       ・安全な上階へ移動     ※「上階へ移動」は、自らが居る建物内に限らず、近隣に身の安全を確保可能なマンションやビル等の民間施設がある場合に、当該建物の上階へ移動（垂直避難）することを含む     ・安全な上層階に留まる 等	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ浸水による支障※２を許容できるかを確認     ・町・地域と民間施設間で避難に関する協定を締結     ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル 3   高齢者等避難   警戒レベル 4   避難指示	洪水等   高潮   (土砂災害と津波は立退き避難が原則)

※１リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば基本的には災害が発生するまでに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

※２支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

## 警戒レベルと防災情報の関係

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
		避難情報等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル 5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害) ^{※1}	大雨特別警報 (土砂災害)

～～～＜警戒レベル 4 までに必ず避難！＞～～～

警戒レベル 4	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和 3 年度の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)	氾濫危険情報	危険度分布：うす紫 (非常に危険) ^{※2}	土砂災害警戒情報 危険度分布：うす紫 (非常危険) ^{※2}
警戒レベル 3	危険な場所から 高齢者等は避難 ^{※3}	高齢者等避難	氾濫警戒情報	洪水警報 危険度分布：赤 (警戒)	大雨警報(土砂災害) 危険度分布：赤 (警戒)
警戒レベル 2	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	氾濫注意情報	危険度分布：黄 (注意)	危険度分布：黄 (注意)
警戒レベル 1	災害への心構えを 高める	早期注意情報	—	—	—

※1 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。

※2 「大雨警報(土砂災害)・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル 5 に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル 5 の発令対象区域の絞り込みに活用する。

※3 高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難。

### 3.4 判断基準の設定にあたっての関係機関の助言

災対法改正により、町長が避難情報の判断に際し、指定行政機関や県等に助言を求めることができることとなった。これらの機関は、リアルタイムのデータを保有しており、地域における各種災害の専門的知見を有していることから、災害発生の危険性が高まった場合など、躊躇することなく助言を求めることは非常に有益である。

気象、河川、土壌がどのような状況となった場合に危険と判断されるかは、降雨や水位等の状況に加え、災害を防止するための施設整備の状況によって異なる。これらの施設管理者は国や県である場合が多く、また、施設管理者は、施設計画を策定するにあたって、過去の災害における降雨量や水位等のデータを保有している。このため、避難勧告等の判断基準を設定する際は、これらの機関の協力・助言を積極的に求める必要がある。

また、これらの機関から町に対し能動的に助言があった場合には、これらの機関が専門的見地から尋常でない危機感を抱いているということであり、町にとっての重要な判断材料となり得ることに留意する必要がある。

助言を求めることのできる関係機関（以下「専門機関」という。）

【水 害】 小浜土木事務所  
福井県土木部砂防防災課  
福井地方気象台

【土砂災害】 福井地方気象台  
福井県土木部砂防防災課

## 4. リアルタイムで入手できる防災気象情報等

### 4.1 情報システムで提供される防災気象情報

気象庁の防災情報提供システムや国土交通省の「川の防災情報」、「福井県河川・砂防総合情報システム」では、市町村向けに降水量、水位等の数値や範囲を示す情報が配信されている。これらの情報は、定期的又は随時更新されることから、常に最新の情報の入手・把握に努めることが重要である。

防災体制の設置判断、避難情報の判断に活用できる主な情報は以下のとおりである。

### 4.2 気象情報及び気象警報等の発表基準

#### (1) 気象情報

台風情報：台風の位置や中心気圧等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報が更新頻度を上げて提供される。

府県気象情報：警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に気象現象等の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために、都道府県単位で適時発表される。

#### (2) 気象警報等の発表基準

気象警報等：気象現象等によって災害が起こるおそれのあるときに発表され、注意報、警報、特別警報の3種類がある（洪水についての特別警報はない）。

また、気象警報等の内容には、今後の注意警戒を要する時間帯（注意警戒期間）、最大1時間雨量、最大風速等の量的な予想値も記載されている。

気象警報・注意報は、災害に結びつくような激しい現象が発生する3～6時間前（ただし短時間の強雨については2～3時間前）の時点で発表することを基本としている。

また、注意報発表時に警報基準への到達が予想される場合には、警報基準に達する6～12時間前に警報に切り替える可能性に言及した注意報が発表される。

#### （大雨注意報発表基準）

一次細分区域	市町村を まとめた地域	市町名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
嶺南	嶺南西部	高浜町	10	90

#### （大雨警報発表基準）

一次細分区域	市町村を まとめた地域	市町名	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
嶺南	嶺南西部	高浜町	13	137

(洪水注意報発表基準)

一次細分区域	市町村を まとめた地域	市町名	流域雨量指数基準	複合機準
嶺南	嶺南西部	高浜町	子生川流域=7 関屋川流域=9.1	—

(洪水警報発表基準)

一次細分区域	市町村を まとめた地域	市町名	流域雨量指数基準	複合機準
嶺南	嶺南西部	高浜町	子生川流域=8.8 関屋川流域=11.4	—

※令和3年6月1日現在の基準

(大雨特別警報発表基準)

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

### 4.3 防災気象情報等の入手先

(1) 福井地方気象台

<http://www.jma-net.go.jp/fukui/main/index.html>

- ・気象情報、降水確率、週間予報、注意報・警報の発表状況等
- ・レーダー・ナウキャスト（5分毎の降水強度分布予測等）
- ・高解像度ナウキャスト（250m範囲で降水状況や降水予測等）
- ・アメダス（大飯地域気象観測所の降水量、小浜地域気象観測所の気温、降水量、風速等）
- ・台風情報（予想進路、接近見込時刻等）
- ・土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

(2) 国土交通省 川の防災情報（XRAIN（エックスレイン）雨量情報 GIS版）

<http://www.river.go.jp/x/xmn0107010.php>

- ・リアルタイムレーダー（各レーダー情報の重ね合わせ：5分毎）
- ・解析雨量（レーダーとアメダス等の降水量観測値から作成した降水量分布：1kmメッシュ、30分毎）
- ・高解像度降水ナウキャスト（レーダー実況と1時間先までの降水強度：250mメッシュ、1kmメッシュ、5分毎）
- ・降水短時間予報（6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想：1kmメッシュ、30分毎）

### (3) 福井県河川・砂防総合情報システム

<http://ame.pref.fukui.jp/>

- ・雨量観測情報、水位観測情報、ダム観測情報、河川カメラ画像
- ・洪水予報発表情報
- ・気象庁レーダー雨量情報
- ・気象警報・注意情報
- ・土砂災害危険情報
- ・土砂災害警戒区域等管理システム
- ・水害ハザード情報
- ・土砂災害にかかる気象情報

## 4.4 水害に関する情報

指定河川洪水予報：国や県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。

流域雨量指数：降った雨が下流地域にどれだけ影響を与えるかを、数値で表したもの

：5 km メッシュ、30 分毎

## 4.5 土砂災害に関する情報

### (1) 土砂災害警戒情報 <https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html>

町における避難情報の判断を支援するため、県と気象台等が共同で発表する情報である。大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。この情報は避難情報発令の重要な判断要素であるが、町内における危険度には地域差があることから、後述する土砂災害に関するメッシュ情報を用いて避難対象区域を絞り込む必要がある。

### (2) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#zoom:4/colordepth:normal/elements:land>

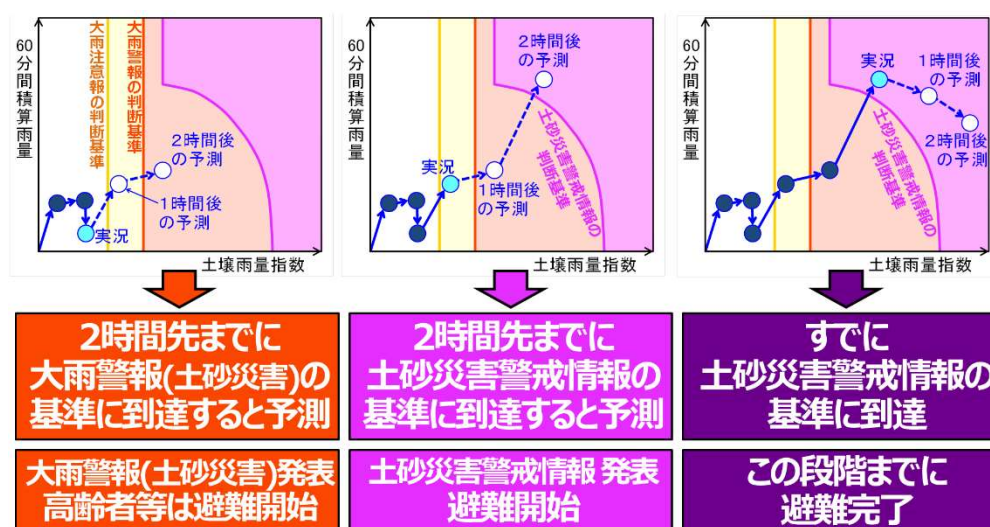
「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で5段階に色分けして示す情報である。10分毎に更新しており、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等が発表されたときに、大雨警報（土砂災害）の危険度分布により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。避難にかかる時間を考慮して、危険度の判定には2時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測値を用いている。

土壌雨量指数等の2時間先までの予測値が「注意報基準未満の場合」、「注意報基準以上となる場合」、「警報基準以上となる場合」、「土砂災害警戒情報の基準以上となる場合」及び、土壌雨量指数等の実況地が「すでに土砂災害警戒情報の基準以上となった場合」の5段階で色分けして、土砂災害発生の危険度を分布として表示している。

- ・ 今後の情報等に留意（無色）・・・2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準の場合
- ・ 注意（黄）・・・2時間先までの予測値が大雨注意報の判断基準以上となる場合
- ・ 警戒（赤）・・・2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の判断基準以上となる場合（土砂災害警戒情報よりも1時間程度早く発表できるよう判断基準が定められている）
- ・ 非常に危険（うす紫）・・・2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準以上となる場合
- ・ 極めて危険（濃い紫）・・・実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合

下の3枚のグラフのうち、右側のグラフのように実況値がすでに土砂災害警戒情報の判断基準以上となった場合（濃い紫）には、過去の重大な土砂災害の発生時に匹敵する状況となり、命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない。このため、避難に要する時間を考慮して、真ん中のグラフのように2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判断基準以上となると予測された時点（うす紫）（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）で可能な限り速やかに土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報【土砂災害】）が発表される。さらに、高齢者等の方の避難に要する時間を考慮して、大雨警報（土砂災害）を土砂災害警戒情報よりも1時間程度早く発表できるよう判断基準が定められており、左側のグラフのように2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の判断基準以上となると予想された時点（赤）（警戒レベル3相当情報【土砂災害】）で大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当【土砂災害】）が発表される。

なお、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5相当の大雨警報（土砂災害）の危険度分布「黒」の新設を行い、それに伴い警戒レベル4相当の配色は「うる紫」が「紫」に変更予定。それまでの間、警戒レベル相当情報ではないが、危険度分布の「極めて危険（濃い紫）」を大雨特別警報（土砂災害）が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用する。



### (3) 土砂災害危険度情報

<http://ame.pref.fukui.jp/bousai/main.html?fnm=openMapMesh&no=2>

県は上記「土砂災害警戒情報」とは別に、県独自の「土砂災害危険度情報」を発表している。

土砂災害危険度情報において、黄色のメッシュは、注意（警戒レベル2相当）で「実況または予想で大雨注意報の基準に到達」することを示しており、この段階から、今後的大雨警報（土砂災害）の発表に注意し、危険度分布をこまめに入手することが望ましい。

赤色のメッシュは、警戒（警戒レベル3相当）で「実況または予想で大雨警報（土砂災害）の基準に到達」することを示しており、この基準は要配慮者の避難に要する時間を考慮して設定されている。このため、土砂災害警戒区域・危険箇所等に居住する要配慮者はこの段階で避難開始となる。また、土砂災害の予測の困難さから、一般の人もこの段階から自発的に避難を開始することが強く望まれる。

薄い紫色のメッシュは、非常に危険（警戒レベル4相当）で「2時間以内の予想で土砂災害警戒基準到達」することを示しており、人命や身体に危害を生じる土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況となっている。

濃い紫色のメッシュは、極めて危険（警戒レベル4相当）で「実況で土砂災害警戒基準に到達」し、過去の土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、すでに土砂災害が発生しているおそれがある。

以下に、「土砂災害危険度情報」と「土砂災害警戒情報」の比較を示す。

	土砂災害危険度情報 (福井県)	土砂災害警戒情報 (気象庁・福井県)	避難勧告等発令時期 (高浜町)
極めて危険	実況で土砂災害警戒基準に到達	すでに土砂災害警戒基準に到達	
非常に危険 (警戒レベル 4 相当)	2 時間以内の予測で土砂災害警戒基準に到達	2 時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	避難指示
警戒 (警戒レベル 3 相当)	実況または予想で大雨警報の基準に到達	2 時間先までに大雨警報基準に到達すると予想	高齢者等避難
注意 (警戒レベル 2 相当)	実況または予想で大雨注意報の基準に到達	2 時間先までに大雨注意報基準に到達すると予想	—

## 水 害 編

### 5. 水害の避難情報

#### 5.1 避難情報の対象とする水害

「1.1 町の責務」で示したとおり、避難情報の対象とする水害は、立ち退き避難が必要となる洪水予報河川の氾濫を基本とする。しかし、高浜町においては洪水予報河川の指定はないものの、水位周知河川として関屋川、これ以外の小河川（前川、子生川）等であっても、浸水深が局所的に深くなる場合は、必要に応じて避難情報の発令対象とする。

#### 5.2 避難行動を判断する情報

##### 5.2.1 洪水予報河川（九頭竜川、日野川、北川、遠敷川など）

避難情報の対象とする河川は、県により管理されている洪水予報河川（水位や流量の予報が行われる河川）とする。なお、洪水予報河川は流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、その区間を定めて指定されており、避難行動を判断する目安とする水位が定められている。

##### 5.2.2 水位周知河川（九頭竜川幹線、足羽川、耳川、佐分利川、関屋川など）

避難情報の対象とする河川は、県により管理されている洪水予報河川（水位や流量の予報が行われる河川）以外の河川とする。洪水により大きな損害を生ずる河川について、その区間を定めて指定されており、避難行動を判断する目安とする水位が定められている。

※高浜町における水位到達情報の通知を行う河川名、区域

河 川 名	区 域	
関屋川	左岸	大飯郡高浜町向谷橋から日本海まで
	右岸	

#### 【関屋川における避難判断の目安とする水位】

- 水防団待機水位（通報水位）：水防機関が水防体制に入る水位（1.60m）  
氾濫注意水位（警戒水位）：水防団の出動の目安（2.20m）  
避難判断水位（特別警戒水位）：町長の高齢者等避難の発表判断の目安、河川の氾濫に関する住民への注意喚起（2.50m）  
氾濫危険水位（危険水位）：町長の避難指示の発令判断の目安、住民の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位（2.80m）

### 5.2.3 その他河川等（前川、子生川など）

その他河川等については、洪水予報河川や水位周知河川と異なり、一般に氾濫危険水位や避難判断水位等は設定されておらず、氾濫危険情報や氾濫警戒情報等は提供されないが、危機管理型水位計等が設置されている場合には、避難情報の発令の基準となる水位を設定し発令基準とするほか、水防活動開始の目安になる水位が氾濫注意水位として設定されている場合には、当該水位への到達状況を参考にする事ができる。

水位の観測や基準となる設定がされていない場合は、水位に代わる情報として、カメラ画像、水防団からの報告等の現地情報を活用したうえで、雨量情報を参考とすることが必要となる。

### 5.2.4 避難行動を判断する情報

浸水や河川の氾濫から身を守るために役立つ情報としては、一般的に大雨注意報・警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報・警報、指定河川洪水予報等があり、この他に府県気象情報、記録的短時間大雨情報がある。

河川の氾濫を対象とする情報として、洪水注意報・警報と指定河川洪水予報があるが、洪水注意報・警報は概ね市町村単位の区域毎に、その区域のどこかで洪水が発生するおそれを示すものであり、特定の河川に限定したものではない。

本マニュアルでは、これらの情報の取り扱いを以下のとおりとする。

#### (1) 大雨注意報、大雨警報（浸水害）

- ・概ね市町村単位で大雨による浸水を注意喚起するものであり、高齢者等避難を発令する際の参考とする。
- ・町が防災対応の体制を設置する際の参考とする。

#### (2) 大雨特別警報（浸水害）：雨量を基準とするもの

大雨特別警報（浸水害）は、大雨警報（浸水害）の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものである。発表時には、避難指示の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認することとする。

また、大雨特別警報が発表された場合、町は防災行政無線等で住民等に、大雨特別警報が発表されたことに加え、既に避難指示が発令済みであること、あるいは避難指示は発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて、あらためて呼びかけを行い周知するものとする。

なお、避難指示の判断に際し、大雨特別警報の発表を待たないものとする。

#### (3) 台風等を要因とする大雨、暴風特別警報

この特別警報は、「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風等が接近している段階で、今後、これまで経験したことのないような大雨、暴風などが発生することが予想され、最大級の警戒を要することを呼びかけるものである。

この特別警報により、対象となる地域における大雨警報、暴風警報が全て特別警報として発表されるが、特定の河川を対象とした警報ではなく、その時点で河川の

水位や雨量が避難指示の基準に達していない場合が多いと想定される。このため、台風等を要因とする大雨等の各特別警報が発表された場合は、各河川で設定した判断基準を基本としつつも、今後、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの高齢者等避難、避難指示を発令するよう努める。

(4) 洪水注意報・警報

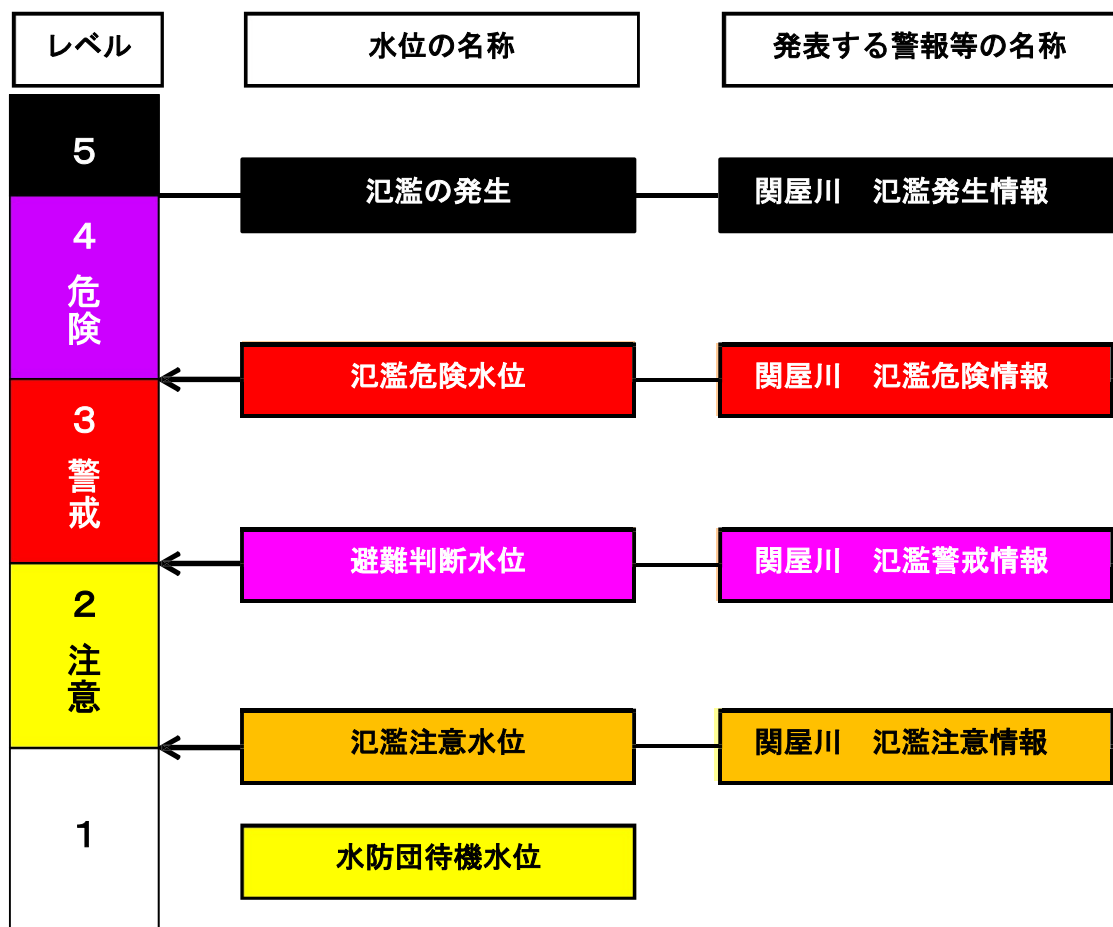
概ね市町村単位で、特定の河川に限定せず、洪水のおそれを注意喚起するものであり、避難情報の判断の参考情報として活用する。

(5) 水位到達情報：河川の避難情報の判断に活用する。

〔情報の名称と発出されるタイミング〕

- ① 氾濫警戒情報：避難判断水位に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に達すると見込まれた時
- ② 氾濫危険情報：氾濫危険水位に到達した時
- ③ 氾濫発生情報：氾濫が発生した時

関屋川における「避難判断の目安となる水位」と水位到達情報



(6) 基準地点となる水位観測所

河 川 名		関屋川
水位観測所名		小和田
氾濫危険水位	レベル 4	2. 80m
避難判断水位	レベル 3	2. 50m
氾濫注意水位	レベル 2	2. 20m
水防団待機水位	レベル 1	1. 60m

### 5.3 判断基準の設定について

避難情報の発令にあたっては、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。ただし、自然現象が対象であるため、判断基準にとらわれることなく、状況に応じて柔軟な対応をとる必要がある。

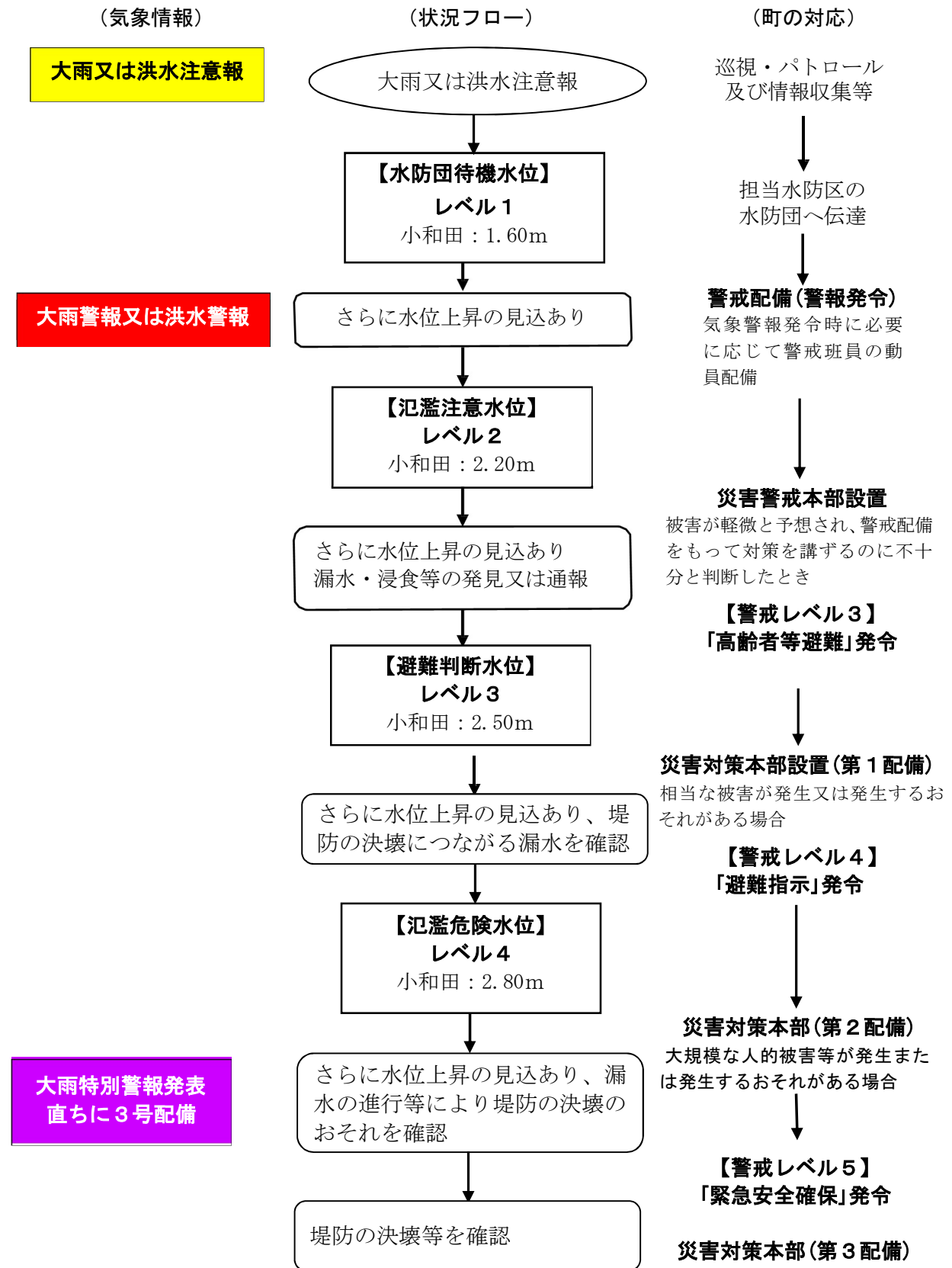
なお、被災のおそれがある時の河川状況や、破堤、溢水のおそれがある地点等の諸条件に応じて、立ち退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、災害規模が大きくなるほど避難情報の発令対象地域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意する。

河川名	水位周知河川 関屋川（福井県管理）
立ち退き 避難対象 地 区	避難情報の判断基準に基づき、避難対象地区を判断するものとする。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 （要配慮者避難）	次のいずれかに該当する場合に「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令するものとする。 ① 大雨注意報（1時間雨量：40 mm以上の場合）が発表された場合で、相当な豪雨で、避難準備が必要と判断した場合 ② 関屋川の小和田観測所の水位が避難判断水位（2.50m）に到達した場合 ③ 関屋川の小和田観測所の水位が氾濫注意水位（2.20m）を超え、かつ、河川水位が急激に上昇した場合 ④ 関屋川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） ⑤ 大雨警報（1時間雨量：60 mm以上の場合）が発表された場合 ⑥ 軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ⑦ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	次のいずれかに該当する場合に「警戒レベル4 避難指示」を発令するものとする。 ① 大雨警報（1時間雨量：60 mm以上の場合）が発表された場合で、相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 ② 関屋川の小和田観測所の水位が氾濫危険水位（2.80m）に到達した場合 ③ 関屋川の小和田観測所の水位が避難判断水位（2.50m）を超え、かつ、河川水位が急激に上昇した場合 ④ 関屋川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ⑤ 破堤につながるような異常な漏水・侵食等が発見された場合 ⑥ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	次に該当する場合に「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令するものとする。 ① 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ② 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
避難情報の解除	水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。 また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。
防災情報入手先	※本マニュアルP18「4.3 防災気象情報等の入手先」を参照
助言を求める専門 機関	・福井地方気象台      ※市町村相談専用電話（ホットライン） ・福井県土木部砂防防災課      TEL：0776-20-0482 ・小浜土木事務所      TEL：0770-56-5953

河川名	その他河川 前川、子生川
立ち退き 避難対象 地 区	避難情報の判断基準に基づき、避難対象地区を判断するものとする。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (要配慮者避難)	次のいずれかに該当する場合に「警戒レベル3 高齢者等避難」を発令するものとする。 ① 大雨警報（1時間雨量：60 mm以上の場合）が発表された場合 ② 洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合 ③ 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ④ 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	次のいずれかに該当する場合に「警戒レベル4 避難指示」を発令するものとする。 ① 洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） ② 異常な漏水・侵食等が発見された場合 ③ 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	次に該当する場合に「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令するものとする。 ① 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ② 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防団等からの報告により把握できた場合）
避難情報の解除	水位が十分下がり、かつ、洪水警報の危険度分布で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合を基本として、解除するものとする。 また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として、解除するものとする。
防災情報入手先	※本マニュアルP18「4.3 防災気象情報等の入手先」を参照
助言を求める専門 機関	・福井地方気象台 ※市町村相談専用電話（ホットライン）     ・福井県土木部砂防防災課 TEL：0776-20-0482     ・小浜土木事務所 TEL：0770-56-5953

## 5.4 避難情報の判断フロー

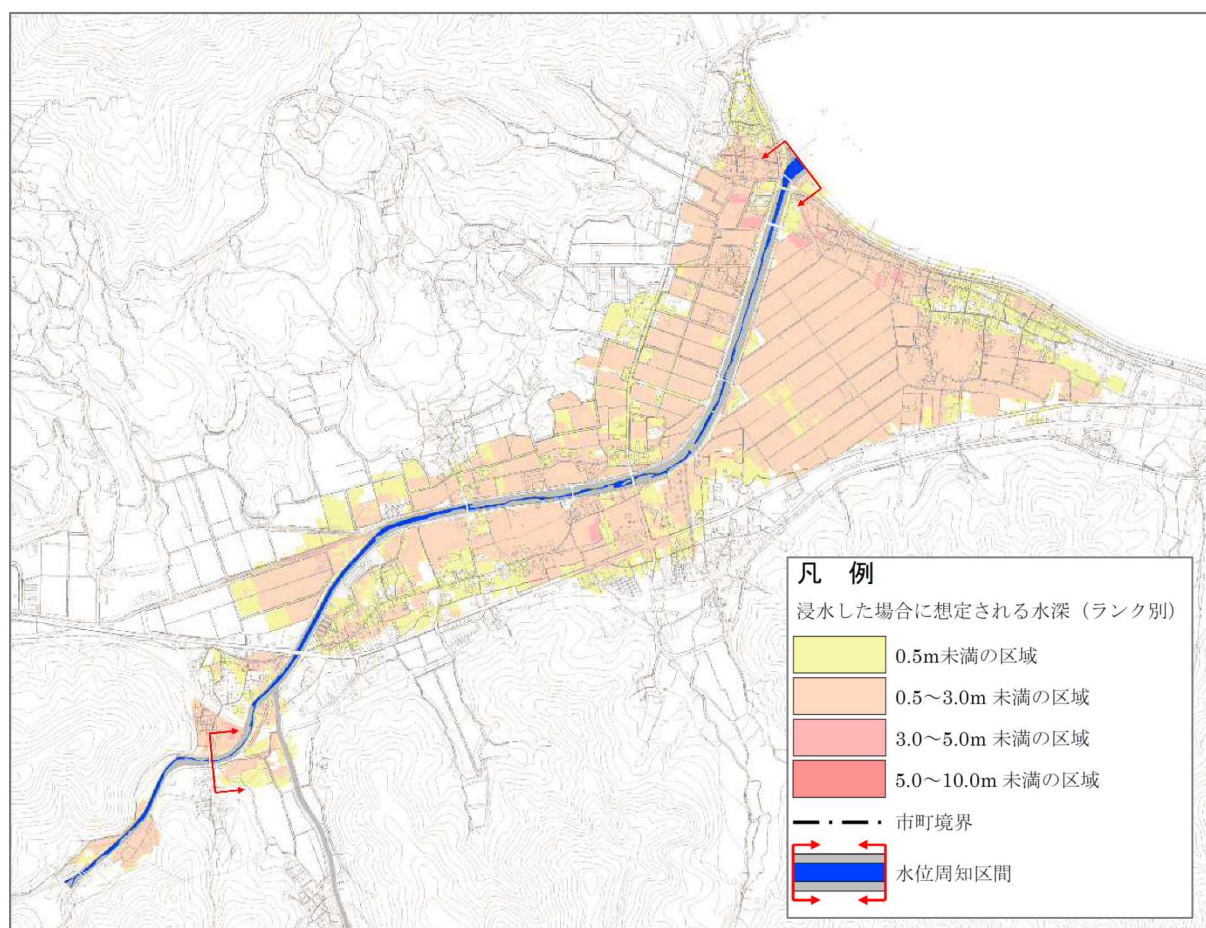
### 【関屋川】



## 5.5 洪水浸水想定区域図

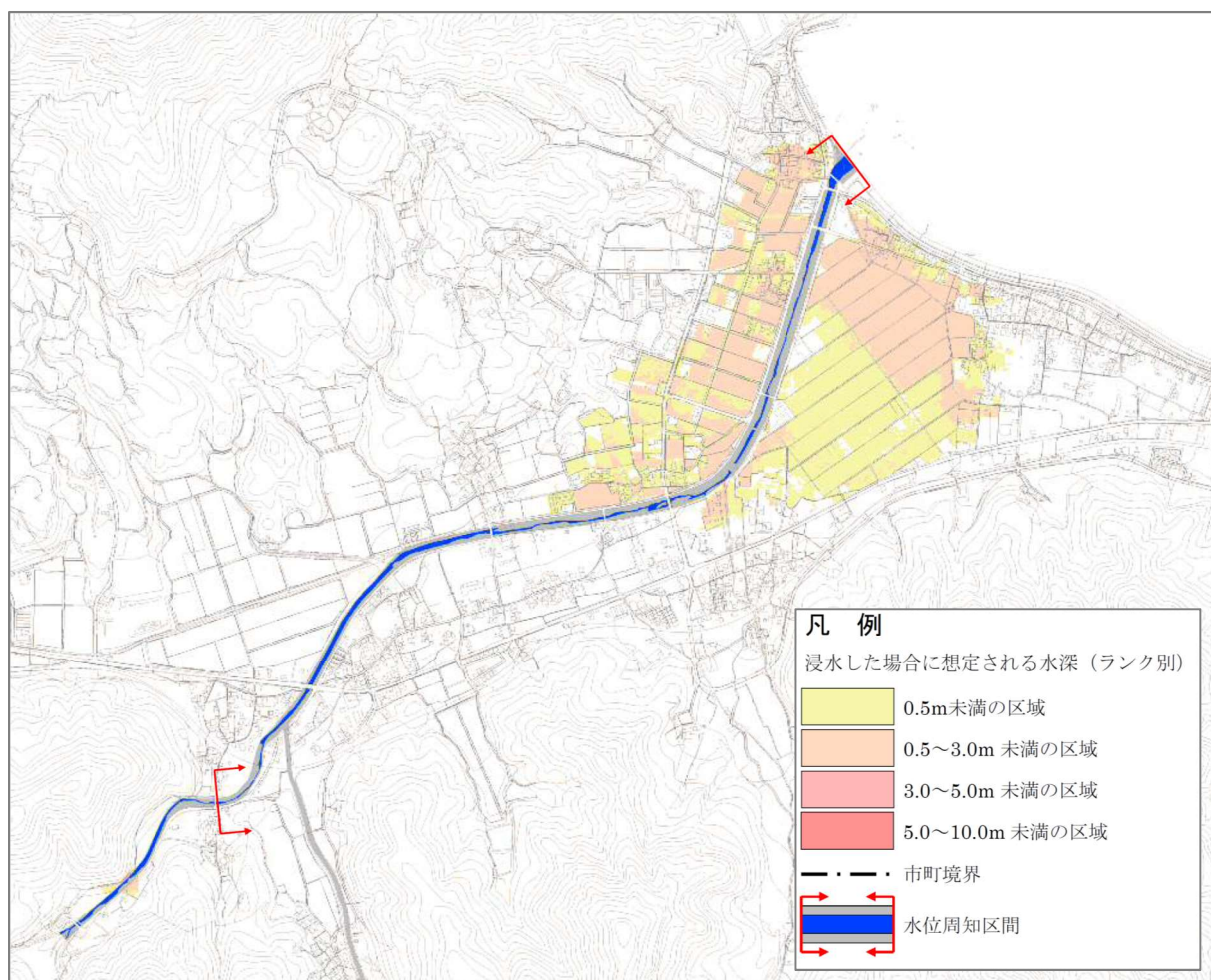
### 5.5.1 関屋川

【想定最大規模】



関屋川洪水浸水想定区域：福井県（令和元年6月4日）

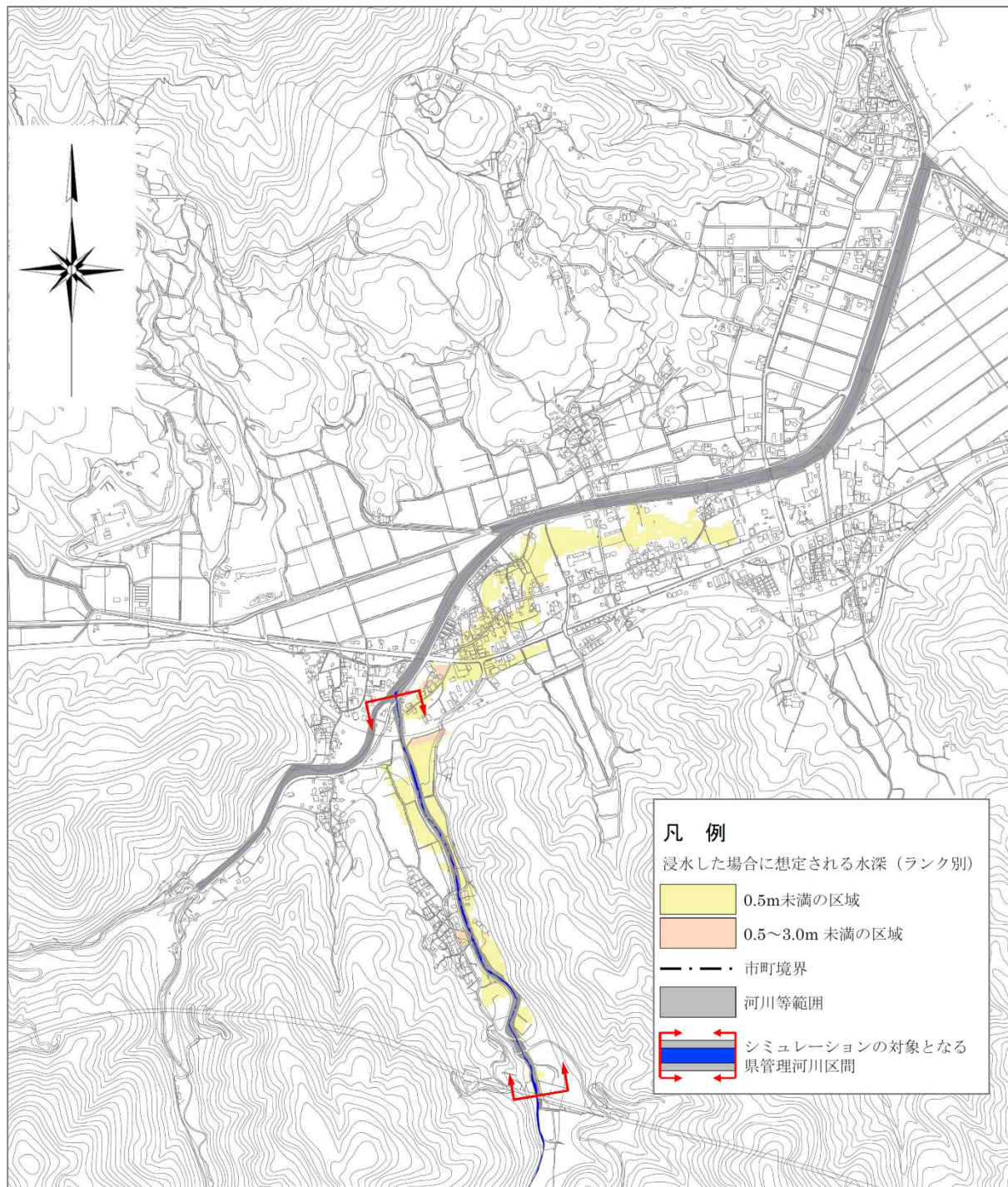
【計画規模】



関屋川洪水浸水想定区域：福井県（令和元年6月4日）

## 5.5.2 前川

### 【想定最大規模】



前川洪水浸水想定区域：福井県（令和2年5月26日）

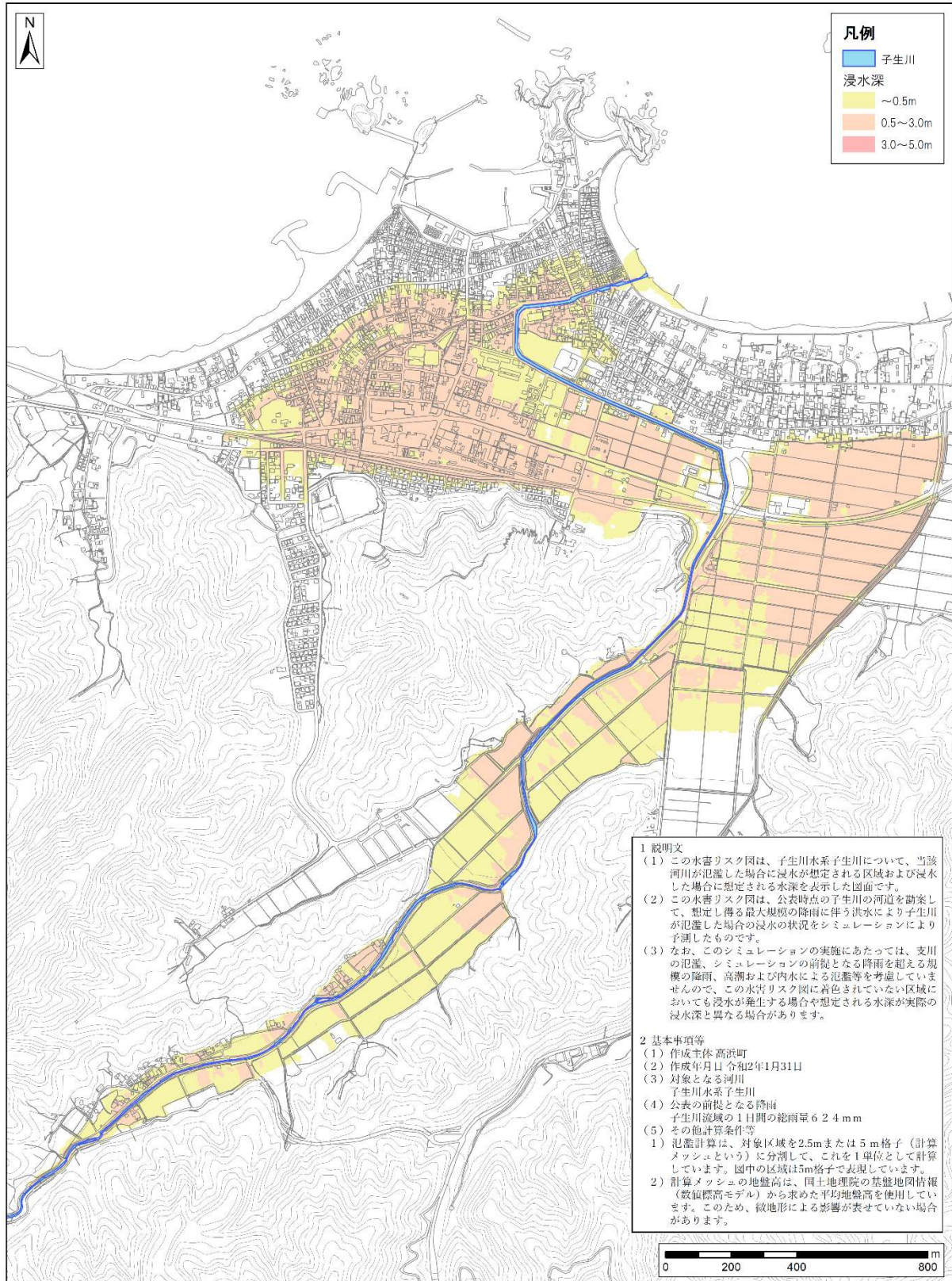
【計画規模】



前川洪水浸水想定区域：福井県（令和2年5月26日）

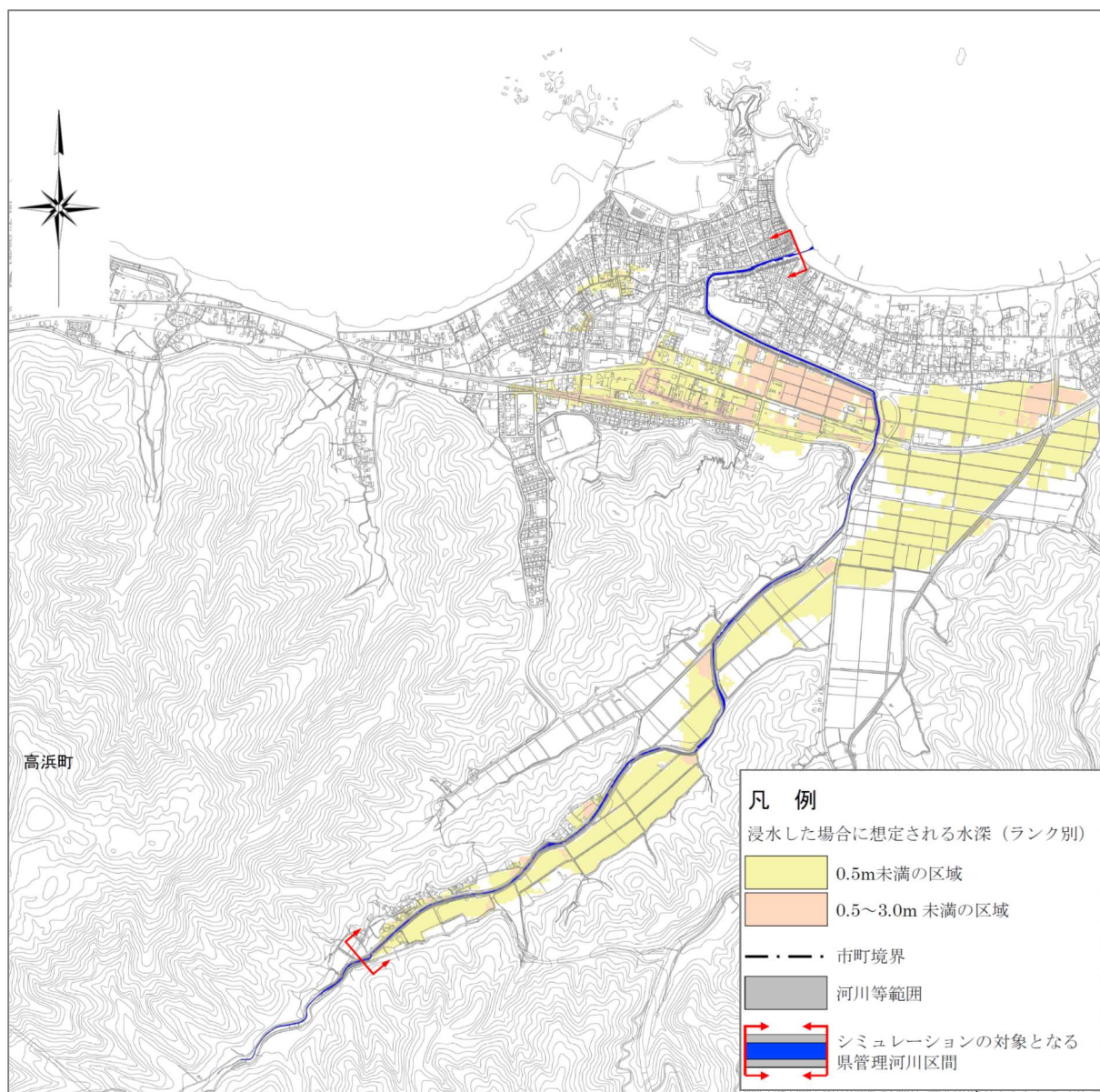
### 5.5.3 子生川

#### 【想定最大規模】



子生川洪水浸水想定区域：高浜町（令和2年1月31日）

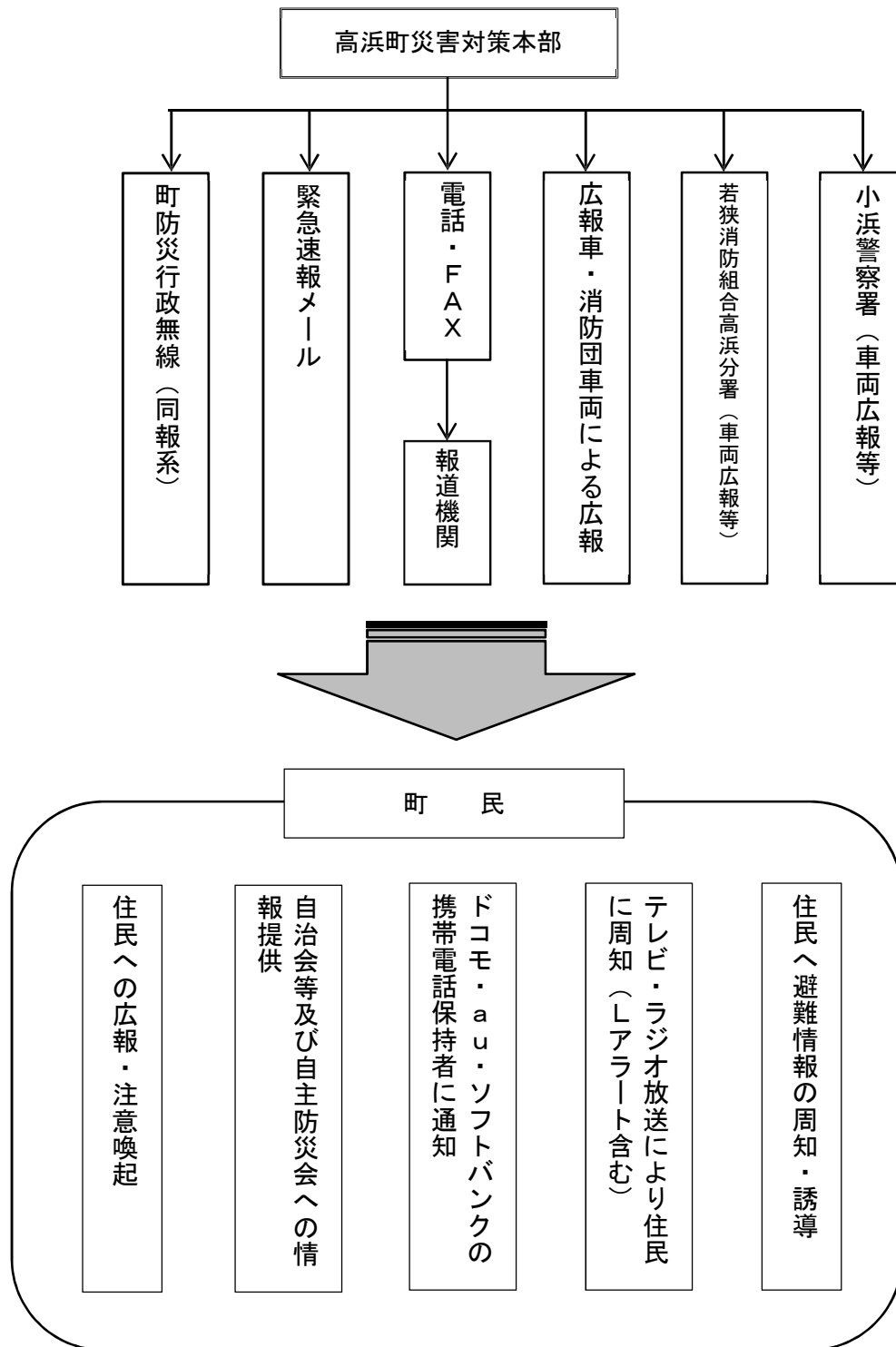
【計画規模】



子生川洪水浸水想定区域：福井県（令和2年5月26日）

## 5.6 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達方法は下記により行うものとし、下記以外の手段があれば積極的に活用するものとする。その場合、機器を活用する手段のほか、自主防災組織や自治会等による直接的な働きかけも積極的に促すものとする。



## 5.7 避難情報の伝達文例

### (1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難発令、高齢者等避難。
- こちらは、高浜町です。
- 〇〇地区に閨屋川に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。
- 閨屋川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。
- 次に該当する方は、避難を開始してください。
  - ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難を開始してください。
  - ・川沿いにお住まいの方（急激に水位が上昇するなど、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）については、避難を開始してください。
- それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。
- なお、避難所は〇〇小学校体育館、〇〇公民館を開設しています。

### (2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示発令、避難開始。
- こちらは、高浜町です。
- 閨屋川の水位が氾濫のおそれのある水位に到達したため、〇時〇分、〇〇地区に閨屋川に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 〇〇地区にお住まいの方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に直ちに避難を開始してください。ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。
- なお、避難所は〇〇小学校体育館、〇〇公民館を開設しています。

### (3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、緊急安全確保発令、命を守る最善の行動をとってください。
- こちらは、高浜町です。
- 閨屋川の〇〇付近で堤防から水があふれだしたため、〇時〇分、〇〇地区に閨屋川に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。
- 浸水により町道〇〇線は通行できません。〇〇付近を避難中の方は大至急、最寄り高い建物など、安全な場所に避難してください。

## 土砂災害編

### 6. 土砂災害の避難情報

#### 6.1 避難情報の対象とする土砂災害

本マニュアルで対象とする土砂災害は、大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流とする。また、地滑りについては、危険性が確認された場合、国や県等が個別箇所毎の移動量等の監視・観測等の調査を行う。調査の結果又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、町は避難情報を発令するものとする。

##### 6.1.1 土砂災害に関する避難情報の意味

土砂災害は、洪水等の他の水災害と比較すると突発性が高く、精確な事前予測が困難である。発生と同時に逃げることは困難であり、木造住宅を流失・全壊させるほどの破壊力を有しているため、人的被害に結びつきやすい。一方で、潜在的に危険な区域は事前に調査を行うことでかなりの程度で把握することができ、危険な区域から少しでも離れれば人的被害が軽減される。

土砂災害はこのような特徴を有しているため、危険な区域の居住者は、立ち退き避難をできるだけ早く行うことが重要である。土砂災害警戒区域・危険箇所等の居住者は、高齢者等避難の発令時点において、自発的に指定緊急避難場所へ避難することが望まれる。

なお、夜間や暴風、豪雨等により外出が危険な状況であったとしても、躊躇することなく避難情報を発令することを基本とする。ただし、既に周囲で水害や土砂災害が発生しており、遠方の指定緊急避難場所までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、「緊急的な待避場所」へ避難することも考えられる。「緊急的な待避場所」としては、土石流が想定される区域や急傾斜地からできるだけ離れていること、なるべく高い場所であること、堅牢な建物内の上層階であることが必要であり、具体的には、自宅の近隣にあるコンクリート造の建物等の上層階、山から離れた小高い場所等が候補となる。

さらに、小規模な斜面崩壊（崖崩れ）が想定される区域においては、遠方の指定緊急避難場所までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、「屋内での緊急安全確保」をとることが有効な場合もある。ただし、土石流が想定される区域においては、通常の木造家屋では自宅の2階以上に移動しても、土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、「屋内での緊急安全確保」をとるべきではなく、危険な区域から離れた場所への避難、もしくは堅牢な建物の上層階への避難等が避難行動の選択肢として考えられる。「屋内での緊急安全確保」は緊急的にやむを得ない場合に少しでも危険性の低い場所に身を置くための行動であり、このような事態に至らないよう早い段階において指定緊急避難場所への避難を終えておく

ことが重要である。

### 6.1.2 避難情報の発令対象区域

避難情報の発令対象区域は、土砂災害警戒区域・危険箇所等を発令単位の基本とする。ただし、実際に避難情報を発令する区域は、その状況に応じて発令対象区域の周辺区域を含めて発令することも考慮し、総合的に判断し決定することとする。

また、土砂災害は、発令対象区域以外の場所でも発生するおそれがあることから、土砂災害警戒区域・危険箇所等と隣接する区域及び前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺地域並びに土砂災害に関するメッシュ情報により危険と判断される区域においては、避難の必要性について検討するものとする。

#### (1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」（県が指定）

土砂災害防止法に基づき住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、以下に区域の定義を示す。

##### ① 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

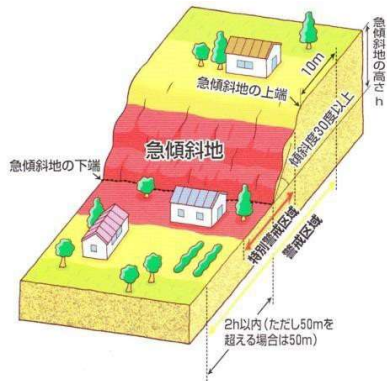
急傾斜地の崩壊	イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域 ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域 ハ 傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域
土石流	土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
地すべり	イ 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域） ロ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

##### ② 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

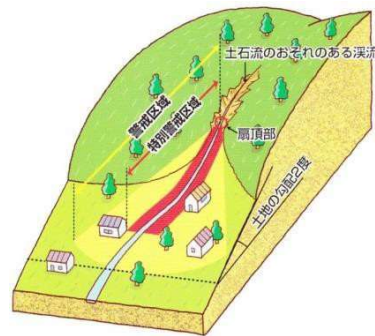
土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

急傾斜地の崩壊・土石流	土砂災害が発生した場合、一般的な建築物が損壊すると想定される区域
地すべり	地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により、力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域

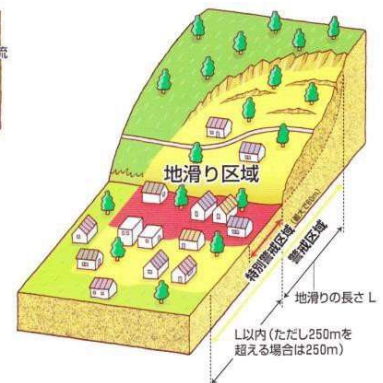
### 【急傾斜地の崩壊】



### 【土石流】



### 【地すべり】



## (2) 土砂災害危険箇所（県が調査）

土砂災害危険箇所は、県が調査し、県の出先事務所、町にも配布されており、インターネット上でも閲覧することが可能である。以下にそれぞれの危険区域判定の基準を示す。

- ① 急傾斜地崩壊危険箇所の被害想定区域：傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある急傾斜地およびその近接地
- ② 土石流危険渓流の被害想定区域：渓流の勾配が3度以上あり、土石流が発生した場合に人家や公共施設等の被害が予想される区域

土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」は、同法により、土砂災害警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒避難体制に関する事項について、地域防災計画に定めることとなっており、避難情報の対象は、土砂災害警戒区域が基本となる。なお、土砂災害警戒区域の指定が進んでいない地域においては、基礎調査の結果、判明した土砂災害警戒区域に相当する区域や土砂災害危険箇所の調査結果を準用する。

## (3) その他の場所

土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるので、これら土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域も含めて、山間部等の地域では、避難の必要性について検討する必要がある。

### ○具体的な地域設定について

土砂災害は、受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるようにする観点から、避難情報の発令対象地域については、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とする。

避難情報の発令範囲を絞り込むため、土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難情報を発令することを基本とする。状況に応じて、その周辺区域も含めて避難情報を発令する場合もある。

避難情報の発令単位としては、町の面積、地形、地域の実情等に応じて、町をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。その上で、豪雨により危険度の高まっているメッシュが含まれる地域内の全ての土砂災害警戒・危険箇所等に対して避難情報を発令することが考えられる。

地域分割の設定については、情報の受け手である住民にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。避難情報が発令された場合、当該地域内に存在する土砂災害警戒区域・危険箇所等の住民が立ち退き避難の対象となる。

高齢者等避難、避難指示は、土砂災害に関するメッシュ情報における危険度に応じて発令する。具体的には、実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達した場合には高齢者等避難を発令し、予想で土砂災害警戒情報の基準に到達した場合には避難指示を発令する。

ただし、立ち退き避難が困難となる夜間において避難情報を発令する可能性がある場合には、夕方等の明るい時間帯に高齢者等避難又は避難指示の発令を検討する。具体的には、夕刻時点において、大雨警報（土砂災害）が夜間にかけて継続する場合、または大雨注意報が発表されている状況で当該注意報の中で夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合等が該当する。

## 6.2 避難行動を判断する情報

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難情報発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と、60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報と、さらに細かい単位で提供される「土砂災害の危険度分布（最大2～3時間先までの予測雨量をもとに土砂災害の危険度を計算）」が判断の材料となる。

関連する防災気象情報としては、大雨注意報・警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害危険度情報、大雨特別警報（土砂災害）がある。

本マニュアルでは、これらの情報の取り扱いを以下の通り整理する。

- ①大雨注意報 → 防災体制の設定、高齢者等避難の発令の判断材料とする
- ②大雨警報（土砂災害） → 警戒レベル3 高齢者等避難の発令の判断材料とする  
 （なお、大雨注意報において、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合も警戒レベル3 高齢者等避難の発令の判断材料とする。）
- ③土砂災害警戒情報 → 警戒レベル4 避難指示の発令の判断材料とする
- ④大雨警報（土砂災害）の危険度分布 → 避難情報の判断材料とする  
 （1 km メッシュで、気象庁より提供されている）  
 （危険度の判定には2時間先までの雨量及び土壌雨量指数の予測値を使用）
- ⑤土砂災害危険度情報 → 避難情報の判断材料とする  
 （1～5 km メッシュで県より提供されている）
- ⑥大雨特別警報（土砂災害）→ 警戒レベル5 緊急安全確保の判断材料とする

大雨警報（土砂災害）の危険度分布と警戒レベル（気象庁）

色が持つ意味		内閣府のガイドライン で発令の目安とされる 避難情報	相当する 警戒レベル
<b>極めて危険</b>	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達		
<b>非常に危険</b>	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予測	避難指示	警戒レベル4 相当
<b>警戒</b>	2時間先までに大雨警報の土壌雨量指数基準に到達すると予測	高齢者等避難	警戒レベル3 相当
<b>注意</b>	2時間先までに大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達すると予測	—	警戒レベル2 相当
	今後の情報等に留意	—	—

福井県土砂災害危険度情報と警戒レベル

色が持つ意味		内閣府のガイドライン で発令の目安とされる 避難情報	相当する 警戒レベル
<b>極めて危険</b>	実況で土砂災害警戒基準に到達		
<b>非常に危険</b>	2時間以内の予想で土砂災害警戒基準に到達	避難指示	警戒レベル4 相当
<b>警戒</b>	実況又は予想で大雨警報の基準に到達	高齢者等避難	警戒レベル3 相当
<b>注意</b>	実況又は予想で大雨注意報の基準に到達	—	警戒レベル2 相当

※本マニュアルでは、④と⑤をまとめて「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ

上記②③の情報は、土地を1kmメッシュの格子単位で区切った場所毎の60分間積算雨量や土壌雨量指数等の状況の評価し、発表区域に係るメッシュのいずれか一つでも基準を超過すると予想された場合に、市町村単位で発表されている。

しかし、発表された市町村内における危険度には地域差があることから、町は、あらかじめ設定した避難情報の発令地域と土砂災害の危険度分布とを参照し、避難情報の対象区域及び発令の判断をするものとする。

ただし、「土砂災害の危険度分布」は累積雨量とその時点から最大2～3時間先までの予測雨量をもとに計算されていることから、3～4時間以上先の状況を勘案したものではない。このため、短時間に発達する局地的な大雨があった場合、警戒レベル3高齢者等避難発令後、時間をおかずに土砂災害の警戒を要するレベルに達する場合もある。

また、土砂災害の危険度分布は3時間以上先の状況を評価出来ないため、降水短時間予報、府県気象情報、大雨警報（土砂災害）・注意報に記載される注意警戒期間や予想される24時間降水量等を参考に、当日夕方の時点で翌朝まで大雨が想定される場合は、警戒レベル3高齢者等避難又は警戒レベル4避難指示の発令を検討する必要がある。

### 6.3 判断基準の設定について

避難情報の発令にあたっては、今後の気象予測や巡視等の情報を含めて総合的に判断する。ただし、自然現象が対象であるため、判断基準にとらわれることなく、状況に応じて柔軟な対応をとる必要がある。

危険区域	土砂災害（特別）警戒区域※、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所 ※町内の土砂災害（特別）警戒区域は資料編参照
避難対象地区	土砂災害警戒区域等を基本とするが、避難情報の発令範囲を絞り込むため、土砂災害の危険度分布等を活用し避難対象地区を検討する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	次のいずれかに該当する場合に「警戒レベル3高齢者等避難」を発令するものとする。 ① 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で大雨警報の土壌雨量指数基準(137)（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）を超過した場合 ② 福井県土砂災害危険度情報の「警戒」（警戒レベル3相当）に該当した場合 ③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が言及されている場合 ④ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・遭遇することが予想される場合 ⑤ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合。

【警戒レベル4】 避難指示	次のいずれかに該当する場合に「警戒レベル4 避難指示」を発令するものとする。   ① 土砂災害警戒情報(警戒レベル4 相当情報[土砂災害])が発表された場合   ② 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3 相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、大雨警報(土砂災害)の危険度分布で「予測で土砂災害警戒情報の基準に到達」(警戒レベル4 相当情報[土砂災害])した場合   ③ 福井県土砂災害危険度情報の「非常に危険」(警戒レベル4 相当)に該当した場合   ④ 土砂災害防止法による土砂災害緊急情報※が発表された場合   ⑤ 記録的短時間雨量情報が発表され、更に降雨が予想される場合   ⑥ 前兆現象(湧水・地下水の濁り、溪流等の水量の変化、小石が斜面からばらばら落ち出す、腐った土の臭い等)が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	次のいずれかに該当する場合に「警戒レベル5 緊急安全確保」を発令するものとする。   ① 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5 相当情報[土砂災害])が発表された場合   ② 土砂災害が発生した場合
避難情報の解除	土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する必要がある。
防災情報 入 手 先	※本マニュアルP18「4.3 防災気象情報等の入手先」を参照
土 砂 災 害 危険度情報	※本マニュアルP41「6.2 避難行動を判断する情報」中の「福井県土砂災害危険度情報と警戒レベル」を参照
助言を求める 専門機関	・ 福井地方気象台      ※市町村相談専用電話(ホットライン)   ・ 福井県土木部砂防防災課      TEL : 0776-20-0482   ・ 小浜土木事務所      TEL : 0770-56-5953

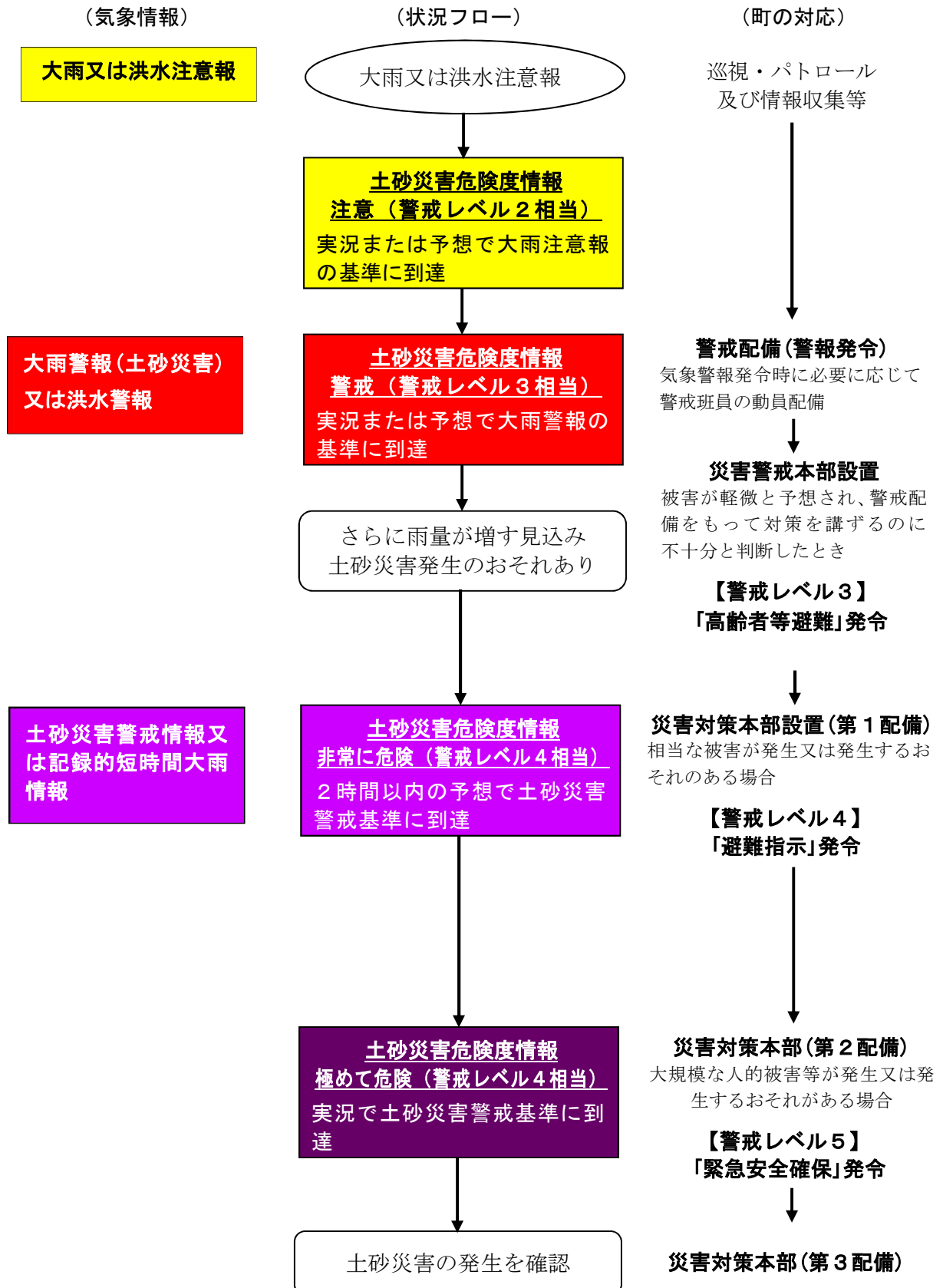
特別警報の 取り扱い等	① 雨量を基準とする大雨特別警報（土砂災害）について   大雨特別警報発表時には、災害が発生している場合もあり得ることから、基本的には土砂災害警戒情報等の判断基準に基づき、既に避難情報の判断及び発令を行っていることを前提とする。大雨特別警報発表時には避難情報の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認するものとする。   また、町は防災行政無線等で住民等に、大雨特別警報が発表されたことに加え、既に避難情報が発令済みであること、あるいは避難情報が発令されていないが災害発生の危険性が高まっていることについて改めて呼びかけを行い、周知を図るものとする。   ※府県気象情報「記録的な大雨に関する福井県気象情報」で、実際に記録的な大雨を観測している地域に該当しているかどうかを確認する。   ② 台風等を要因とする大雨、暴風特別警報について   伊勢湾台風クラス(中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上)の台風等が接近している段階で、最大級の警戒を要することを呼びかけるものである。これにより、大雨警報、暴風警報が全て特別警報として発表されるが、その時点での雨量等が避難情報発令の基準に達していない場合が多い。このため、台風等の強度を基準とする大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合は、判断基準を基本としつつも、今後、暴風等により避難が困難となることを想定して、早めの高齢者等避難、避難指示を発令するものとする。   また、山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、地域の実情に応じて、早めに避難情報の判断を行うものとする。
------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

土砂災害緊急情報※

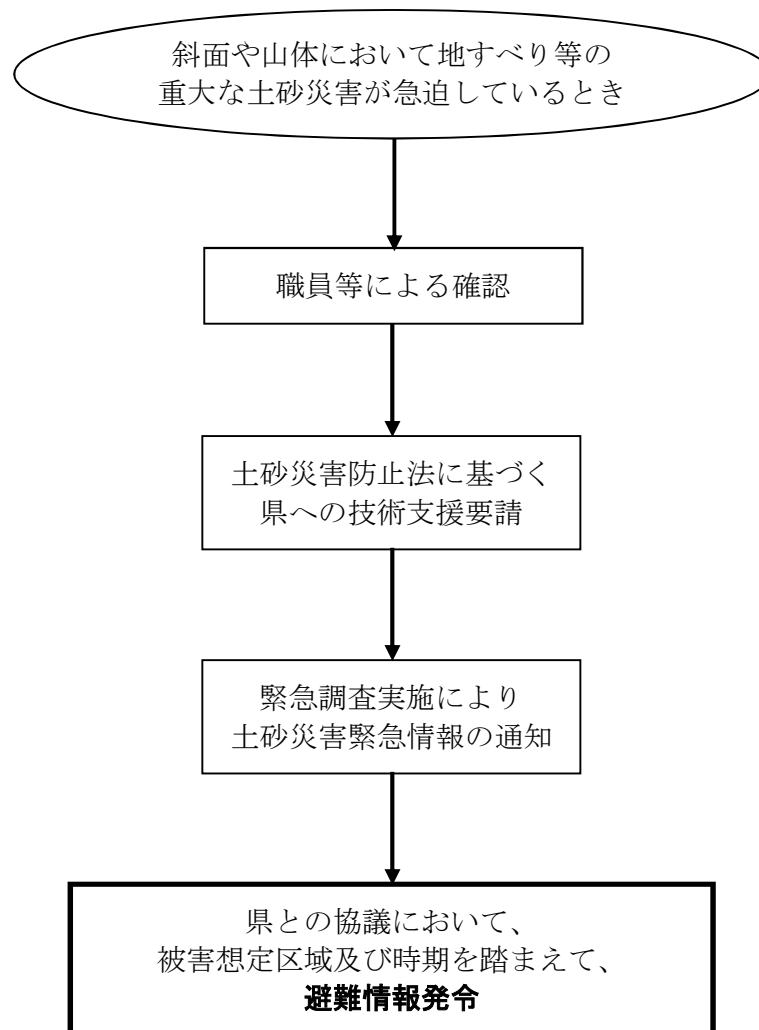
国又は県が実施する「緊急調査」に基づき、被害の想定される区域・時期の情報

## 6.4 避難情報の判断フロー

(1) 雨量を主要因として判断するもの

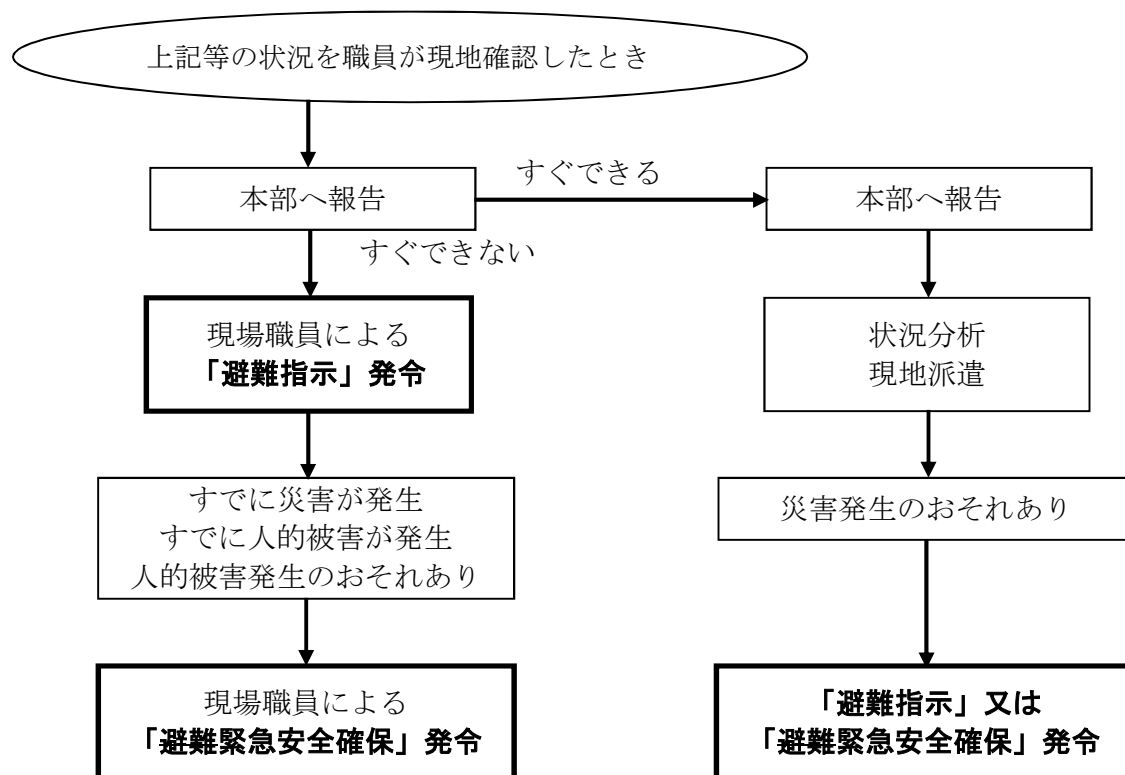


(2) 斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等を主要因として判断するもの



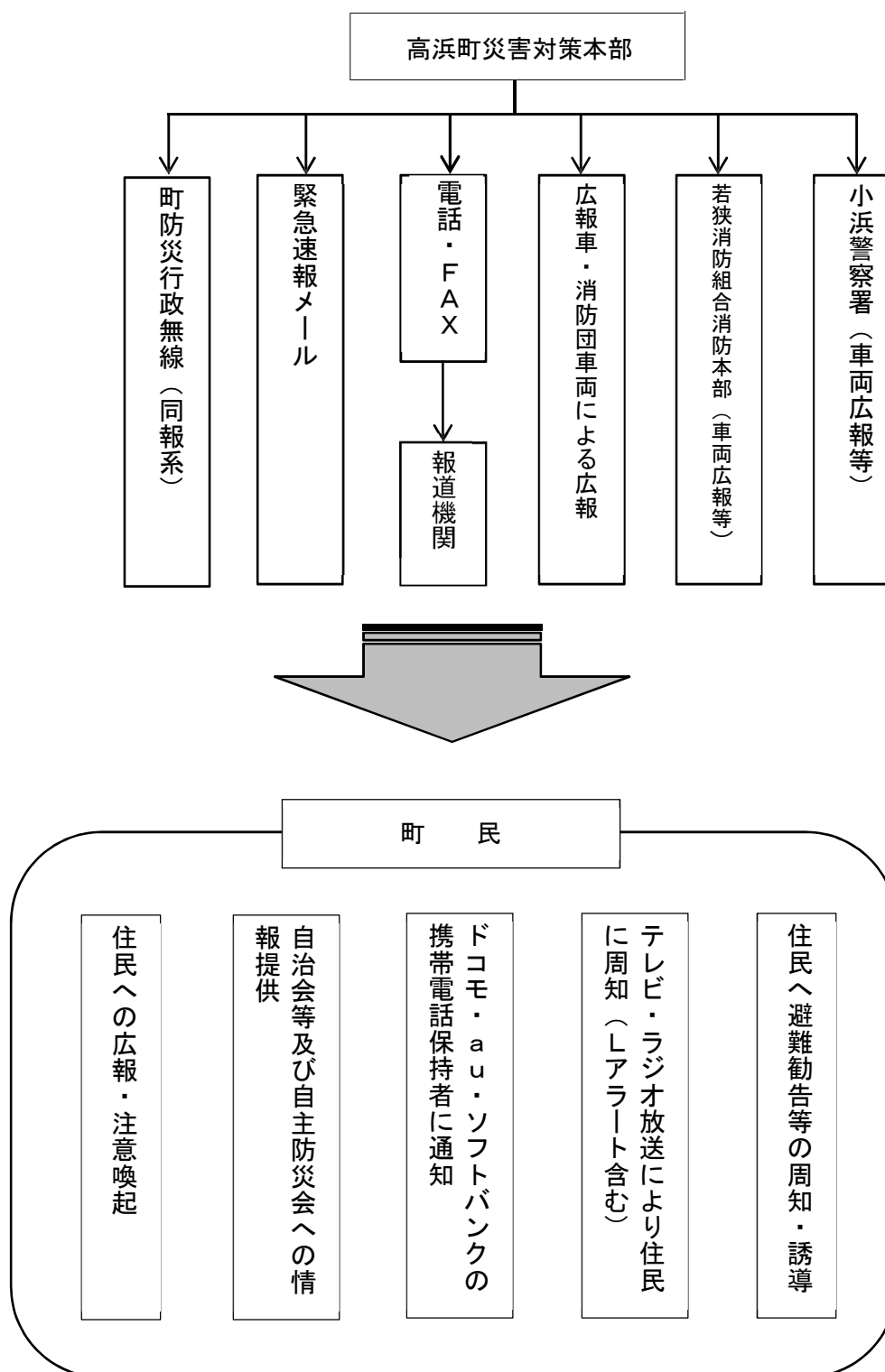
(3) その他、緊急の場合に現場において判断するもの

種類	前 兆 現 象		
	2 ～ 3 時間前	1 ～ 2 時間前	直 前
がけ崩れ	湧水量の増加 表面流の発生	小石がばらばら落下 新たな湧水の発生 湧水の濁り	湧水の停止 湧水の噴き出し 亀裂の発生 斜面のはらみだし 小石がぼろぼろ落下 地鳴り
土石流	流水の異常な濁り	溪流内で転石の音 流木の発生	土石流の発生 土臭いにおい 溪流の急激な濁り 溪流水位の激減 地鳴り
地すべり	井戸水の濁り 湧水の枯渇 湧水量の増加	池や沼の水かさの急変 亀裂・段差の発生・拡大 落石・小崩壊の発生 斜面のはらみだし 構造物のはらみだし・クラック 根の切れる音、樹木の傾き	地鳴り・山鳴り 地面の震動



## 6.5 避難情報の伝達方法

避難情報の伝達方法は下記により行うものとし、下記以外の手段があれば積極的に活用するものとする。その場合、機器を活用する手段のほか、自主防災組織や自治会等による直接的な働きかけも積極的に促すものとする。



## 6.6 避難情報の伝達文例

### (1) 【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難発令、高齢者等避難。
- こちらは、高浜町です。
- 高浜町に大雨警報が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。
- 次に該当する方は、避難を開始してください。
  - ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方など、避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難を開始してください。
- 〇〇地区のお住まいの方は気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難を開始してください。
- なお、避難所は〇〇小学校体育館、〇〇公民館を開設しています。

### (2) 【警戒レベル4】避難指示の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示発令、避難開始。
- こちらは、高浜町です。
- 〇〇時〇〇分に高浜町に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 〇〇地区にお住まいの方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に直ちに避難を開始してください。ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。
- 急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難してください。
- なお、避難所は〇〇小学校体育館、〇〇公民館を開設しています。

### (3) 【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、緊急安全確保発令、命を守る最善の行動をとってください。
- こちらは、高浜町です。
- △△地区で土砂災害の発生が確認されたため、〇時〇分に〇〇地区に土砂災害に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。
- 土砂により町道〇〇線は通行できません。〇〇付近を避難中の方は大至急、最寄りの頑丈な建物など、安全な場所に避難してください。
- 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

## 資料編

資料 1. 避難所等

資料 2. 高浜町土砂災害（特別）警戒区域

高浜地区

青郷地区①（高野・蒜畠・六路谷・小和田・青・関屋・横津海 付近）

青郷地区②（高野・今寺・蒜畠・中山・小和田・関屋 付近）

青郷地区③（小和田・関屋・横津海・青・日置・東三松 付近）

青郷地区④（西三松・東三松・中山・青・日置・小和田 付近）

内浦地区①（上瀬・日引・宮尾・下 付近）

内浦地区②（下・鎌倉・山中 付近）

内浦地区③（小黑飯・神野・難波江 付近）

内浦地区④（音海 付近）

和田地区①（和田 1 区～6 区 付近）

和田地区②（青戸・馬居寺・車持 付近）

資料 1 避難所等

令和3年2月2日現在

高浜町指定緊急避難場所一覧表

No.	施設・場所名	管理者	住 所	電話番号	緯 度	経 度	対象とする異常な現象の種類												指定避難 所との 重 複	福祉避難 所との 重 複
							洪 水			崖崩れ、土石流及び地滑り			地 震			津 波				
							○×	摘要	収容可能㎡数 想定収容人数	○×	摘要	収容可能㎡数 想定収容人数	○×	摘要	収容可能㎡数 想定収容人数	○×	摘要	収容可能㎡数 想定収容人数		
1	道の駅「シーサイド高浜」	高浜町	下車持 46-10-1	0770-72-6666	35.48879	135.596044	○		157 ㎡ 78 人	○		157 ㎡ 78 人	○		157 ㎡ 78 人	○		157 ㎡ 78 人	○	
2	和田小学校	高浜町	和田 124-3	0770-72-0138	35.491495	135.581088	○		2,196 ㎡ 1,086 人	○		2,196 ㎡ 1,086 人	○		2,196 ㎡ 1,086 人	×	R2 浸水地域	－	○	
3	和田保育所	高浜町	和田 124-3	0770-72-0256	35.491045	135.580584	○		541 ㎡ 265 人	○		541 ㎡ 265 人	○		541 ㎡ 265 人	×	R2 浸水地域	－	○	
4	保健福祉センター	高浜町	和田 117-68	0770-72-5887	35.489923	135.579554	○		1,182 ㎡ 589 人	○		1,182 ㎡ 589 人	○		1,182 ㎡ 589 人	△	1階×	358 ㎡ 179 人	○	
5	和田公民館	高浜町	和田 123-24-2	0770-72-1325	35.491628	135.578919	○		1,220 ㎡ 610 人	○		1,220 ㎡ 610 人	○		1,220 ㎡ 610 人	○		1,220 ㎡ 610 人	○	
6	若狭体育館	関西電力(株)	安土 2-1-2	0770-76-1221	35.494343	135.583937	○		999 ㎡ 499 人	○		999 ㎡ 499 人	○		999 ㎡ 499 人	×	体育館には 2階なし	－	○	
7	瑞祥苑	高浜町	宮崎 67-4-1	0770-72-3820	35.488378	135.551654	△	1階×	516 ㎡ 255 人	○		516 ㎡ 255 人	○		516 ㎡ 255 人	△	1階×	164 ㎡ 82 人	○	
8	高浜保育所	高浜町	宮崎 69-7-1	0770-72-0142	35.489014	135.553064	○		887 ㎡ 443 人	○		887 ㎡ 443 人	○		887 ㎡ 443 人	△	1階×	451 ㎡ 225 人	○	
9	高浜小学校	高浜町	宮崎 75-12-1	0770-72-0038	35.489019	135.54947	△	1階×	2,738 ㎡ 1,356 人	○		2,738 ㎡ 1,356 人	○		2,738 ㎡ 1,356 人	△	1階×	1,762 ㎡ 874 人	○	
10	高浜中学校	高浜町	宮崎 70-15	0770-72-0130	35.489262	135.552351	○		4,629 ㎡ 2,309 人	○		4,629 ㎡ 2,309 人	○		4,629 ㎡ 2,309 人	△	1階×	3,338 ㎡ 1,664 人	○	
11	中央体育館	高浜町	宮崎 92-1-1	0770-72-3936	35.484962	135.544219	○		1,596 ㎡ 798 人	△	RC/S	1,596 ㎡ 798 人	○		1,596 ㎡ 798 人	○		1,596 ㎡ 798 人	○	
12	文化会館	高浜町	立石 12-1	0770-72-2751	35.486055	135.541476	○		592 ㎡ 295 人	△	RC/S	592 ㎡ 295 人	○		592 ㎡ 295 人	○		592 ㎡ 295 人	○	
13	中央図書館	高浜町	立石 13-7	0770-72-2649	35.48635	135.541389	○		116 ㎡ 58 人	△	RC	116 ㎡ 58 人	○		116 ㎡ 58 人	○		116 ㎡ 58 人	○	
14	社会福祉センター	高浜町	緑ヶ丘 1-1-1	0770-72-2480	35.492892	135.508077	○		316 ㎡ 157 人	△	RC	316 ㎡ 157 人	○		316 ㎡ 157 人	○		316 ㎡ 157 人	○	○
15	青郷公民館	高浜町	青 8-4-1	0770-72-6055	35.494504	135.510623	○		332 ㎡ 165 人	△	RC/S	332 ㎡ 165 人	○		332 ㎡ 165 人	○		332 ㎡ 165 人	○	
16	青郷小学校	高浜町	小和田 69-40	0770-72-0302	35.485326	135.502982	△	1階×	720 ㎡ 356 人	○		1,764 ㎡ 876 人	○		1,764 ㎡ 876 人	○		1,764 ㎡ 876 人	○	
17	青郷小学校高野分校	高浜町	高野 17-2	0770-72-4570	35.491108	135.482763	○		359 ㎡ 179 人	△	RC	359 ㎡ 179 人	○		359 ㎡ 179 人	○		359 ㎡ 179 人	○	
18	(旧)神野小学校	高浜町	神野 4-1-1	0770-76-1150	35.512518	135.498213	○		590 ㎡ 293 人	△	RC/S	590 ㎡ 293 人	○		590 ㎡ 293 人	○		590 ㎡ 293 人	○	
19	内浦小中学校	高浜町	山中 107-30	0770-76-1233	35.519408	135.466921	○		1,560 ㎡ 776 人	△	RC/S/SRC	1,560 ㎡ 776 人	○		1,560 ㎡ 776 人	○		1,560 ㎡ 776 人	○	
20	内浦公民館	高浜町	山中 104-4-2	0770-76-2007	35.517863	135.463763	○		310 ㎡ 153 人	○		310 ㎡ 153 人	○		310 ㎡ 153 人	○		310 ㎡ 153 人	○	
21	(旧)日引小学校	高浜町	日引 21-6	0770-76-1300	35.540346	135.469766	○		677 ㎡ 338 人	△	RC/S/SRC	677 ㎡ 338 人	○		677 ㎡ 338 人	○		677 ㎡ 338 人	○	
22	(旧)音海小中学校	高浜町	音海 30-13	0770-76-1242	35.536238	135.513113	○		694 ㎡ 345 人	△	RC/S/SRC	694 ㎡ 345 人	○		694 ㎡ 345 人	○		694 ㎡ 345 人	○	
23	安土山公園	高浜町	安土	0770-72-7701	35.497015	135.582007	○		2,130 ㎡ 1,065 人	○		2,130 ㎡ 1,065 人	○		2,130 ㎡ 1,065 人	○		2,130 ㎡ 1,065 人		
24	脇坂公園	高浜町	西三松	0770-72-7701	35.500526	135.513418	○		23,250 ㎡ 11,625 人	○		23,250 ㎡ 11,625 人	○		23,250 ㎡ 11,625 人	○		23,250 ㎡ 11,625 人		
25	青葉ふれあいドーム	高浜町	中山 13-26-1	0770-72-3133	35.494761	135.509319	○		1,566 ㎡ 783 人	○		1,566 ㎡ 783 人	○		1,566 ㎡ 783 人	○		1,566 ㎡ 783 人		
26	若狭高浜病院	独立行政法人地域 医療機能推進機構	宮崎 87-14-2	0770-72-0880	35.489287	135.54745										○		700 ㎡ 700 人		
27	高浜けいあいの里 本館	社会福祉法人 嶺南福祉会	和田 168-22	0770-72-1022	35.487489	135.582472										○		1,270 ㎡ 1,270 人		
28	佐伎治神社	佐伎治神社 代表役員	宮崎 52-11	0770-72-0041	35.484386	135.551771										○		2,800 ㎡ 1,400 人		

## 高浜町指定避難所一覧表

令和3年2月2日現在

No.	施設・場所名	管理者	住 所	電話番号	緯 度	経 度	対象とする異常な現象の種類										指定緊急避難場所との重複	福祉避難所との重複		
							洪 水			崖崩れ、土石流及び地滑り			地 震			津 波				
							○×	摘要	収容可能人数 想定収容人数	○×	摘要	収容可能人数 想定収容人数	○×	摘要	収容可能人数 想定収容人数	○×			摘要	収容可能人数 想定収容人数
1	日&G海洋センター	高浜町	高森 1-1	0770-72-3780	35.485626	135.599405	○		699 m 349 人	○		699 m 349 人	×	耐震×	—	×	体育館には 2階なし	—		
2	道の駅「シーサイド高浜」	高浜町	下車持 46-10-1	0770-72-6666	35.48879	135.596044	○		157 m 78 人	○		157 m 78 人	○		157 m 78 人	○		157 m 78 人	○	
3	和田小学校	高浜町	和田 124-3	0770-72-0138	35.491495	135.581088	○		2,119 m 1,048 人	○		2,119 m 1,048 人	○		2,119 m 1,048 人	×	R2 浸水地域	—	○	
4	和田保育所	高浜町	和田 124-3	0770-72-0256	35.491045	135.580584	○		512 m 251 人	○		512 m 251 人	○		512 m 251 人	×	R2 浸水地域	—	○	
5	和田公民館	高浜町	和田 123-24-2	0770-72-1325	35.491628	135.578919	○		1,220 m 610 人	○		1,220 m 610 人	○		1,220 m 610 人	○		1,220 m 610 人	○	
6	保健福祉センター	高浜町	和田 117-68	0770-72-5887	35.489923	135.579554	○		1,182 m 589 人	○		1,182 m 589 人	○		1,182 m 589 人	△	1階×	358 m 179 人	○	
7	若狭体育館	関西電力(株)	安土 2-1-2	0770-76-1221	35.494343	135.583937	○		999 m 499 人	○		999 m 499 人	○		999 m 499 人	×	体育館には 2階なし	—	○	
8	瑞祥苑	高浜町	宮崎 67-4-1	0770-72-3820	35.488378	135.551654	△	1階×	516 m 255 人	○		516 m 255 人	○		516 m 255 人	△	1階×	164 m 82 人	○	
9	高浜保育所	高浜町	宮崎 69-7-1	0770-72-0142	35.489014	135.553064	○		887 m 443 人	○		887 m 443 人	○		887 m 443 人	△	1階×	451 m 225 人	○	
10	高浜小学校	高浜町	宮崎 75-12-1	0770-72-0038	35.489019	135.54947	△	1階×	2,738 m 1,356 人	○		2,738 m 1,356 人	○		2,738 m 1,356 人	△	1階×	1,762 m 874 人	○	
11	高浜中学校	高浜町	宮崎 70-15	0770-72-0130	35.489262	135.552351	○		4,629 m 2,309 人	○		4,629 m 2,309 人	○		4,629 m 2,309 人	△	1階×	3,338 m 1,664 人	○	
12	中央体育館	高浜町	宮崎 92-1-1	0770-72-3936	35.484962	135.544219	○		1,596 m 798 人	△	RC/S	1,596 m 798 人	○		1,596 m 798 人	○		1,596 m 798 人	○	
13	文化会館	高浜町	立石 12-1	0770-72-2751	35.486055	135.541476	○		592 m 295 人	△	RC/S	592 m 295 人	○		592 m 295 人	○		592 m 295 人	○	
14	中央図書館	高浜町	立石 13-7	0770-72-2649	35.48635	135.541389	○		116 m 58 人	△	RC	116 m 58 人	○		116 m 58 人	○		116 m 58 人	○	
15	三松センター	高浜町	西三松 6-21-8	0770-72-2080	35.496799	135.511473	○		260 m 128 人	△	RC	529 m 261 人	×	耐震×	—	○		529 m 261 人		
16	青郷保育所	高浜町	西三松 13-54-1	0770-72-0887	35.492593	135.510109	×	浸水地域	—	○		387 m 193 人	○		387 m 193 人	○		387 m 193 人		
17	西地区体育館	高浜町	中山 13-26-6	0770-72-3133	35.494839	135.510207	○		610 m 305 人	○		610 m 305 人	×	耐震×	—	○		610 m 305 人		
18	社会福祉センター	高浜町	緑ヶ丘 1-1-1	0770-72-2480	35.492892	135.508077	○		316 m 157 人	△	RC	316 m 157 人	○		316 m 157 人	○		316 m 157 人	○	○
19	青郷公民館	高浜町	青 8-4-1	0770-72-6055	35.494504	135.510623	○		332 m 165 人	△	RC/S	332 m 165 人	○		332 m 165 人	○		332 m 165 人	○	
20	青郷小学校	高浜町	小和田 69-40	0770-72-0302	35.485326	135.502982	△	1階×	720 m 356 人	○		1,764 m 876 人	○		1,764 m 876 人	○		1,764 m 876 人	○	
21	青郷小学校高野分校	高浜町	高野 17-2	0770-72-4570	35.491108	135.482763	○		359 m 179 人	△	RC	359 m 179 人	○		359 m 179 人	○		359 m 179 人	○	
22	(旧)神野小学校	高浜町	神野 4-1-1	0770-76-1150	35.512518	135.498213	○		590 m 293 人	△	RC/S	590 m 293 人	○		590 m 293 人	○		590 m 293 人	○	
23	内浦小中学校	高浜町	山中 107-30	0770-76-1233	35.519408	135.466921	○		1,560 m 776 人	△	RC/S/SRC	1,560 m 776 人	○		1,560 m 776 人	○		1,560 m 776 人	○	
24	内浦公民館	高浜町	山中 104-4-2	0770-76-2007	35.517863	135.463763	○		310 m 153 人	○		310 m 153 人	○		310 m 153 人	○		310 m 153 人	○	
25	(旧)日引小学校	高浜町	日引 21-6	0770-76-1300	35.540346	135.469766	○		677 m 338 人	△	RC/S/SRC	677 m 338 人	○		677 m 338 人	○		677 m 338 人	○	
26	(旧)音海小中学校	高浜町	音海 30-13	0770-76-1242	35.536238	135.513113	○		694 m 345 人	△	RC/S/SRC	694 m 345 人	○		694 m 345 人	○		694 m 345 人	○	
27	若狭高浜漁業協同組合 音海支所	若高漁協	音海 33-39	0770-76-1050	35.537531	135.508165	○		110 m 55 人	○		110 m 55 人	○		110 m 55 人	×	2階なし	—		

## 資料 2 高浜町土砂災害（特別）警戒区域

出典：福井県土砂災害警戒区域等管理システム（令和元年 11 月末時点データ）

## 高浜地区

凡例

### —土砂災害防止法—

■土砂流	
警戒区域	
特別警戒区域	
警戒区域	
警戒区域	
基礎調査済み箇所	

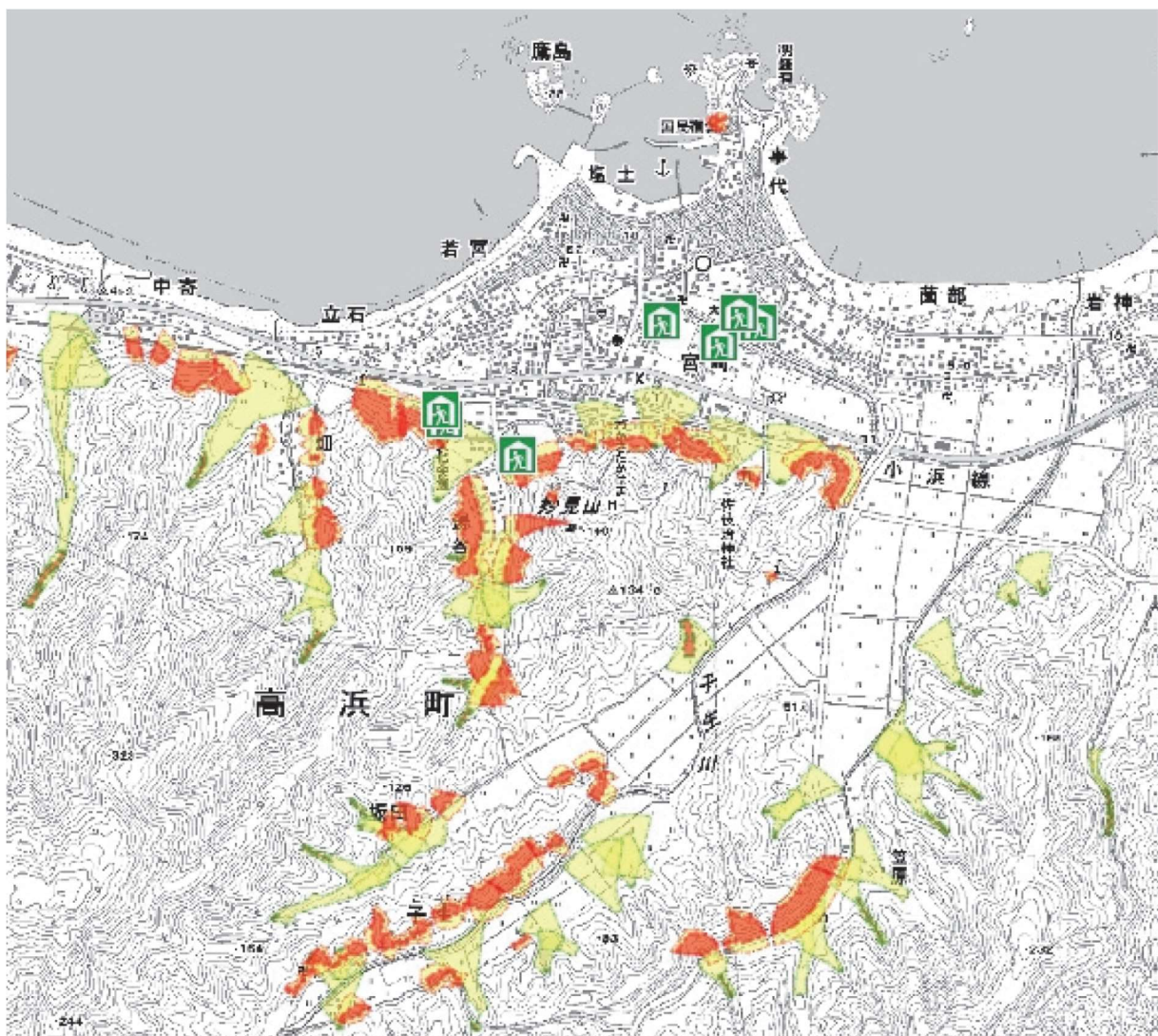
■急傾斜地	
警戒区域	
特別警戒区域	
警戒区域	
警戒区域	
基礎調査済み箇所	

■地すべり	
警戒区域	
特別警戒区域	

### —その他—

■観測施設	
雨量観測所	
H16福井豪雨災害	

■ハザードマップ関連	
避難所	
緊急避難場所	
福祉避難所	



## 青葉地区①（高野・蒜畠・六路谷・小和田・青・関屋・横梅津 付近）

## 凡例

### 一土砂災害防止法一

警戒区域		
特別警戒区域	土石等の移動による力が建築物の耐力を上回る区域(A)	
	上記の(A)の区域の中で、土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50KN/m2を超える区域	
	上記の(A)の区域の中で、土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50KN/m2を超えない区域	
基礎調査済み箇所		

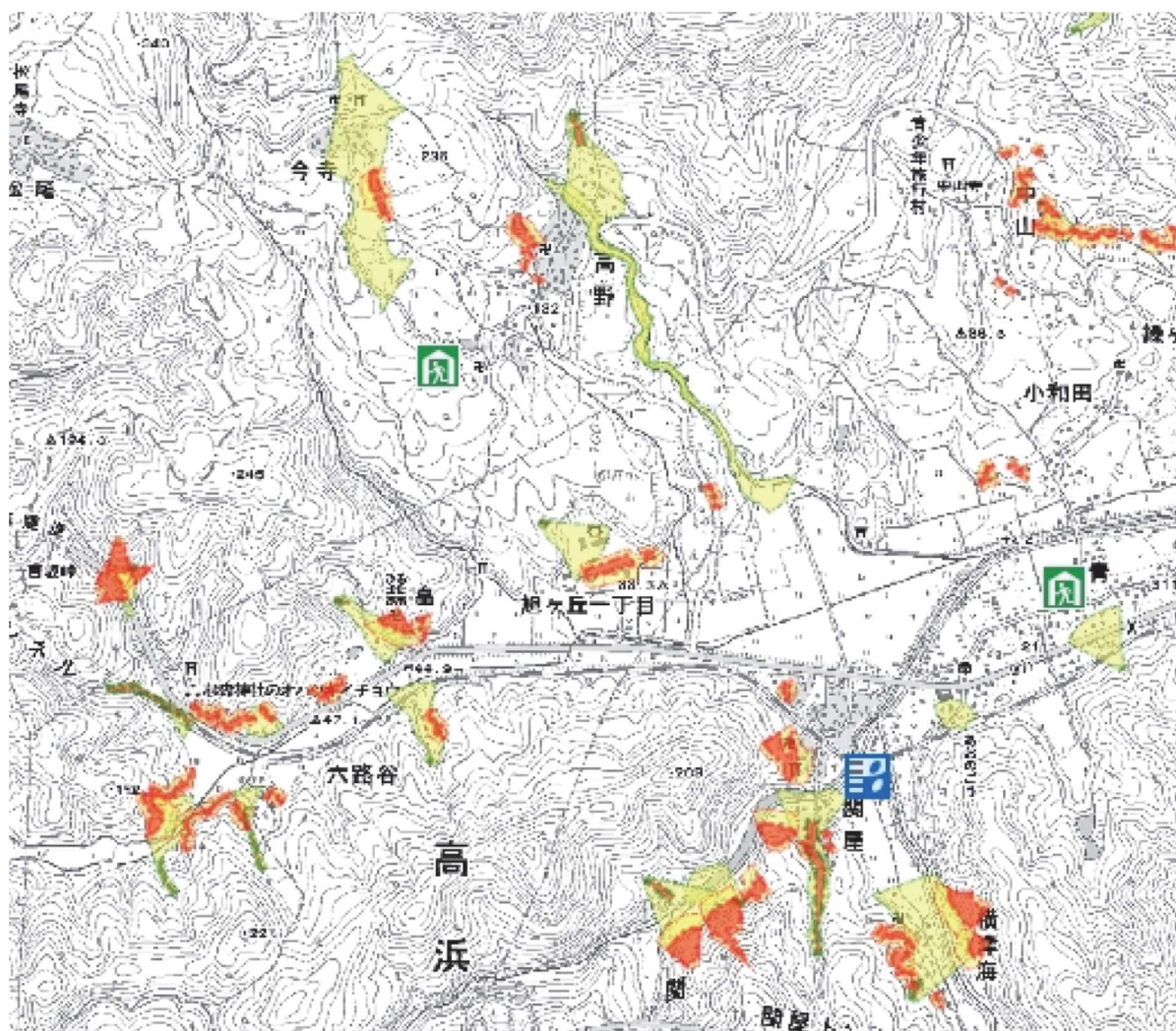
■ 急傾斜地   警戒区域		
特別警戒区域	土石等の移動による力が建築物の耐力を上回る区域(B)   上記の(B)の区域の中で、土石等の高さが1m以下の場合、   土石等の移動による力が100KNを超える区域	
警戒区域	上記の(C)の区域の中で、土石等の堆積の高さが3mを超える区域   土石等の堆積による力が建築物の耐力を上回る区域(C)	
基礎調査済み箇所		

■地すべり		
警戒区域		
特別警戒区域		

—その他—

■観測施設		
雨量観測所		
H16福井豪雨災害		

■ハザードマップ関連	
避難所	
緊急避難場所	
福祉避難所	



青葉地区②（高野・今寺・蒜畠・中山・小和田・関屋 付近）

凡例

—土砂災害防止法—

■土石流	
警戒区域	
特別警戒区域	
警戒区域	
警戒区域	
基礎調査済み箇所	

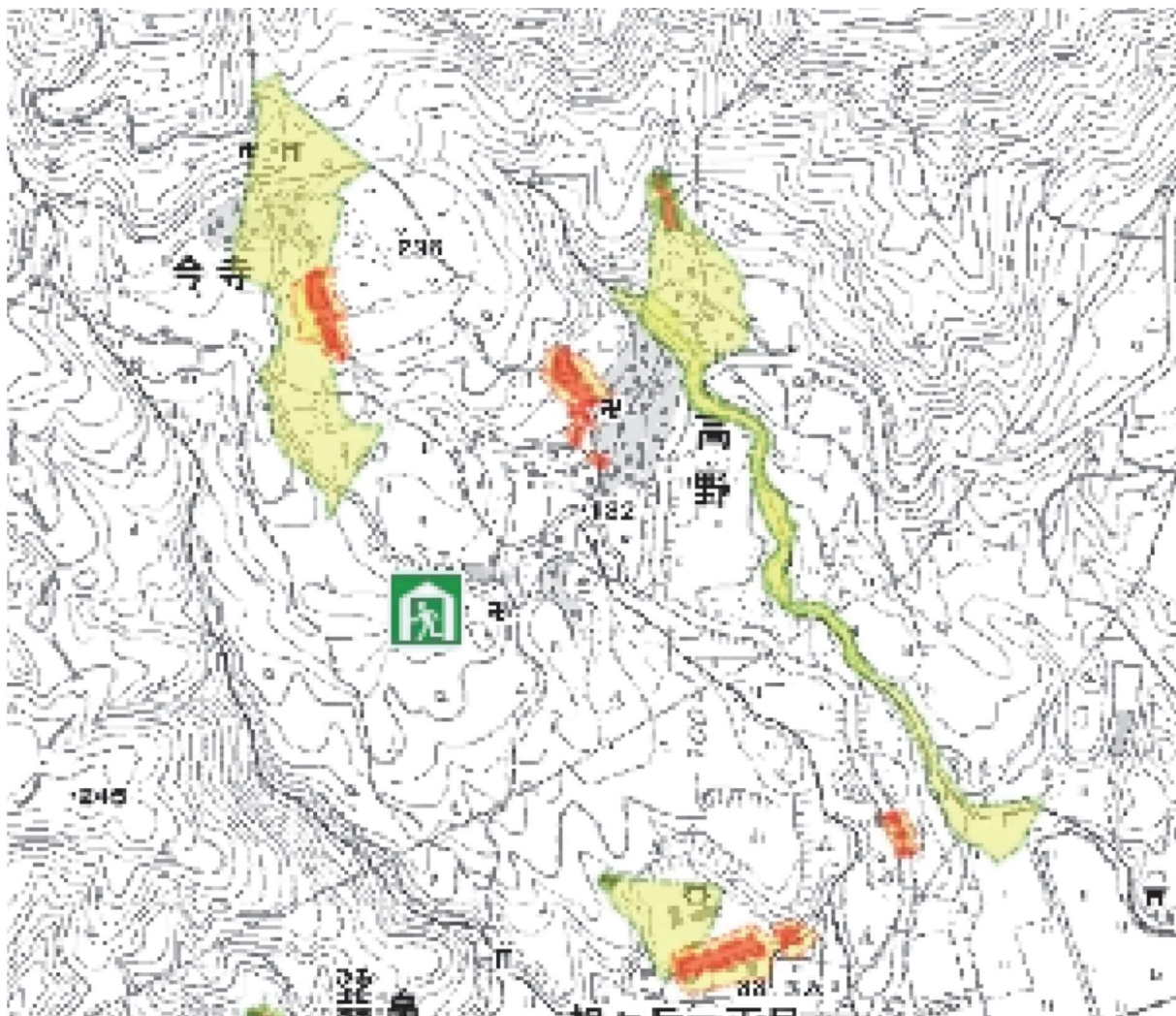
■急傾斜地	
警戒区域	
特別警戒区域	
警戒区域	
警戒区域	
基礎調査済み箇所	

■地すべり	
警戒区域	
特別警戒区域	

—その他—

■観測施設	
雨量観測所	
H16福井豪雨災害	

■ハザードマップ関連	
避難所	
緊急避難場所	
福祉避難所	



青葉地区③（小和田・関屋・横梅津・青・日置・東三松 付近）

凡例

—土砂災害防止法—

■土石流	
警戒区域	
特別警戒区域	
特別警戒区域	土石等の移動による力が建築物の耐力を上回る区域(A)
特別警戒区域	上記の(A)の区域の中で、土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50kN/m2を超える区域
特別警戒区域	上記の(A)の区域の中で、土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50kN/m2を超えない区域
基礎調査済み箇所	

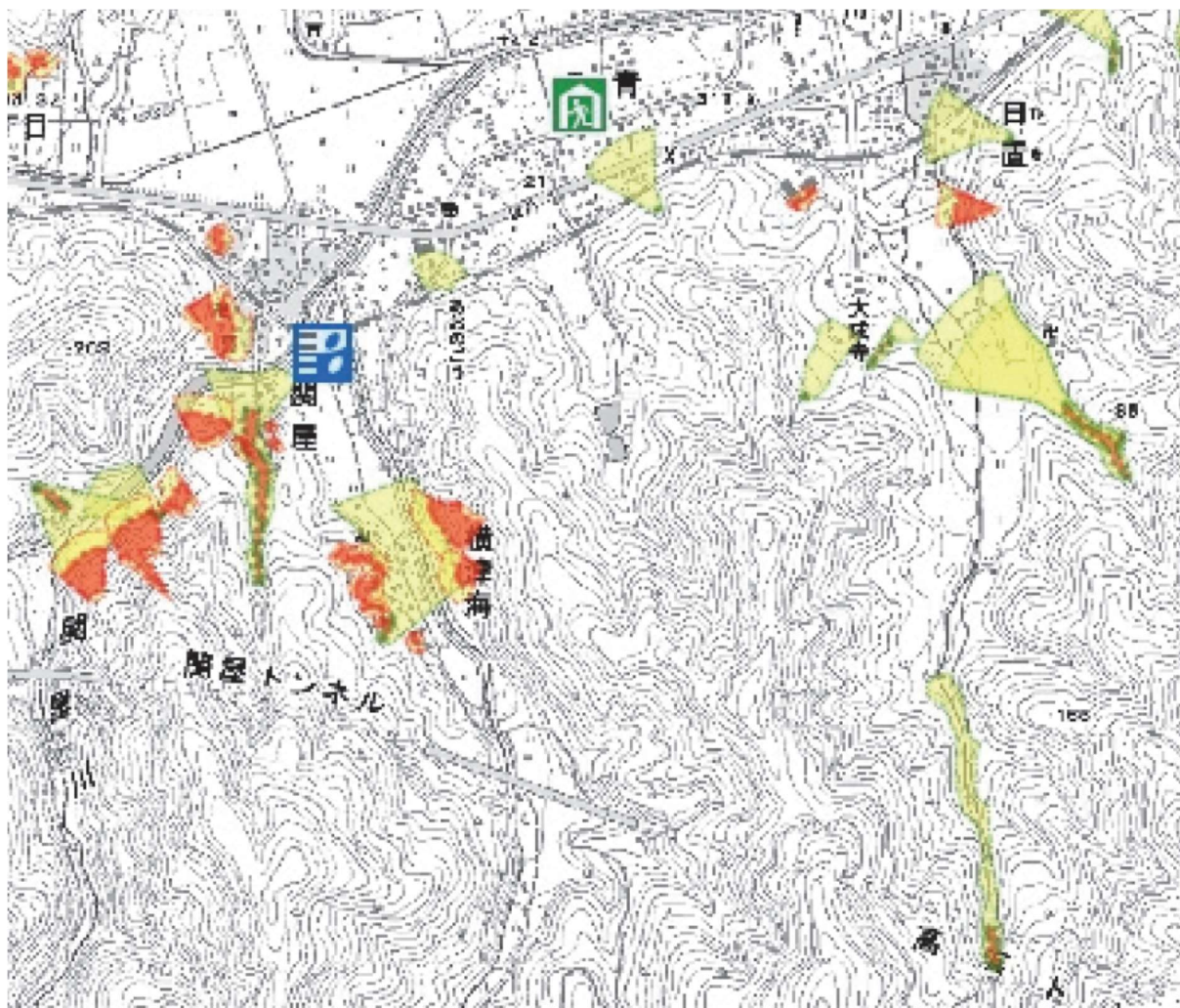
■急傾斜地	
警戒区域	
特別警戒区域	
特別警戒区域	土石等の移動による力が建築物の耐力を上回る区域(B)
特別警戒区域	上記の(B)の区域の中で、土石等の高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kNを超える区域
特別警戒区域	上記の(C)の区域の中で、土石等の堆積の高さが3mを超える区域
特別警戒区域	土石等の堆積による力が建築物の耐力を上回る区域(C)
基礎調査済み箇所	

■地すべり	
警戒区域	
特別警戒区域	

—その他—

■観測施設	
雨量観測所	
H16福井豪雨災害	

■ハザードマップ関連	
避難所	
緊急避難場所	
福祉避難所	



青葉地区④（西三松・東三松・中山・青・日置・小和田 付近）

凡例

—土砂災害防止法—

■土石流	
警戒区域	
特別警戒区域	
警戒区域	
特別警戒区域	
警戒区域	
特別警戒区域	
基礎調査済み箇所	

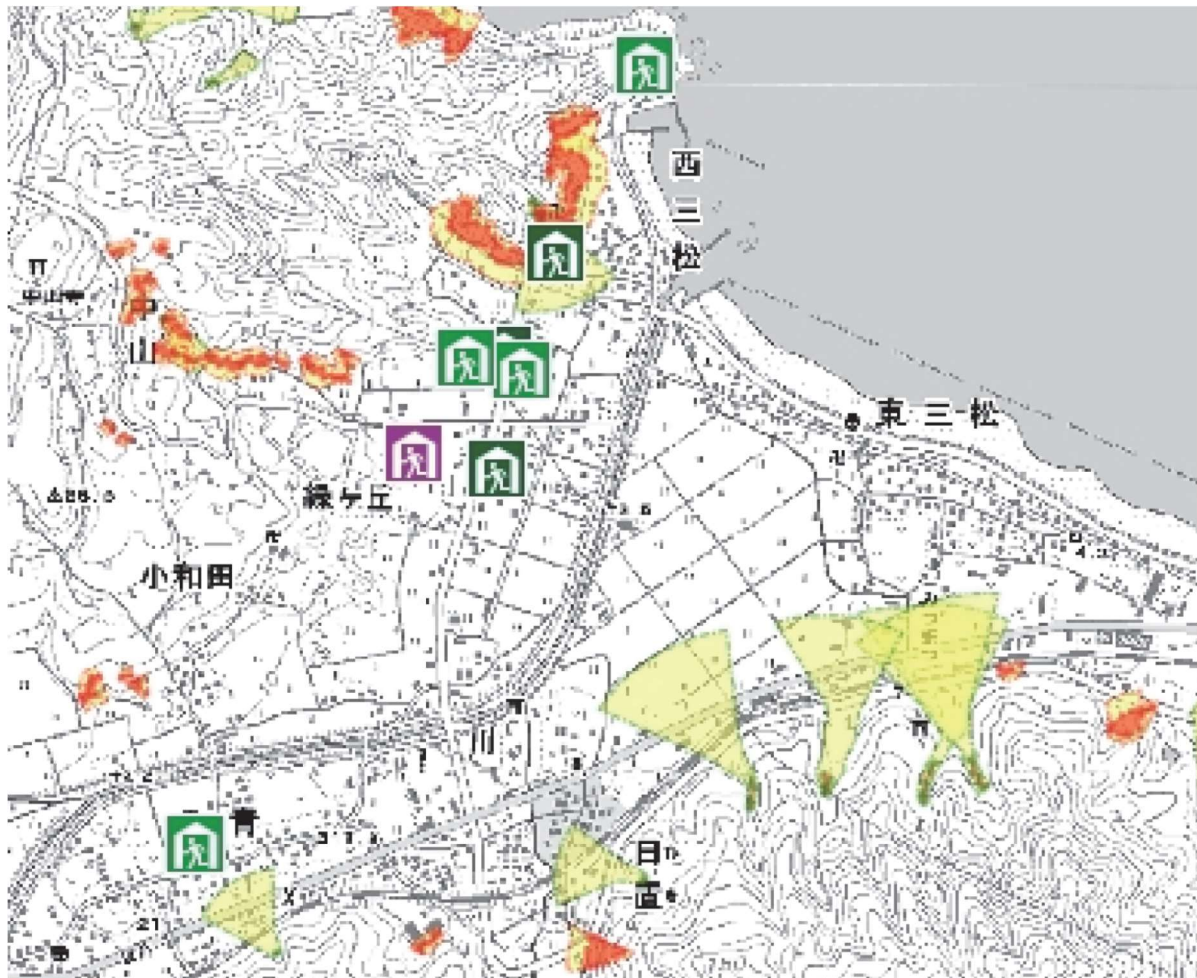
■急傾斜地	
警戒区域	
特別警戒区域	
警戒区域	
特別警戒区域	
警戒区域	
特別警戒区域	
基礎調査済み箇所	

■地すべり	
警戒区域	
特別警戒区域	

—その他—

■観測施設	
雨量観測所	
H16福井豪雨災害	

■ハザードマップ関連	
避難所	
緊急避難場所	
福祉避難所	



内浦地区①（上瀬・日引・宮尾・下 付近）

凡例

—土砂災害防止法—

■土石流	
警戒区域	
特別警戒区域	
特別警戒区域	
特別警戒区域	
特別警戒区域	
基礎調査済み箇所	

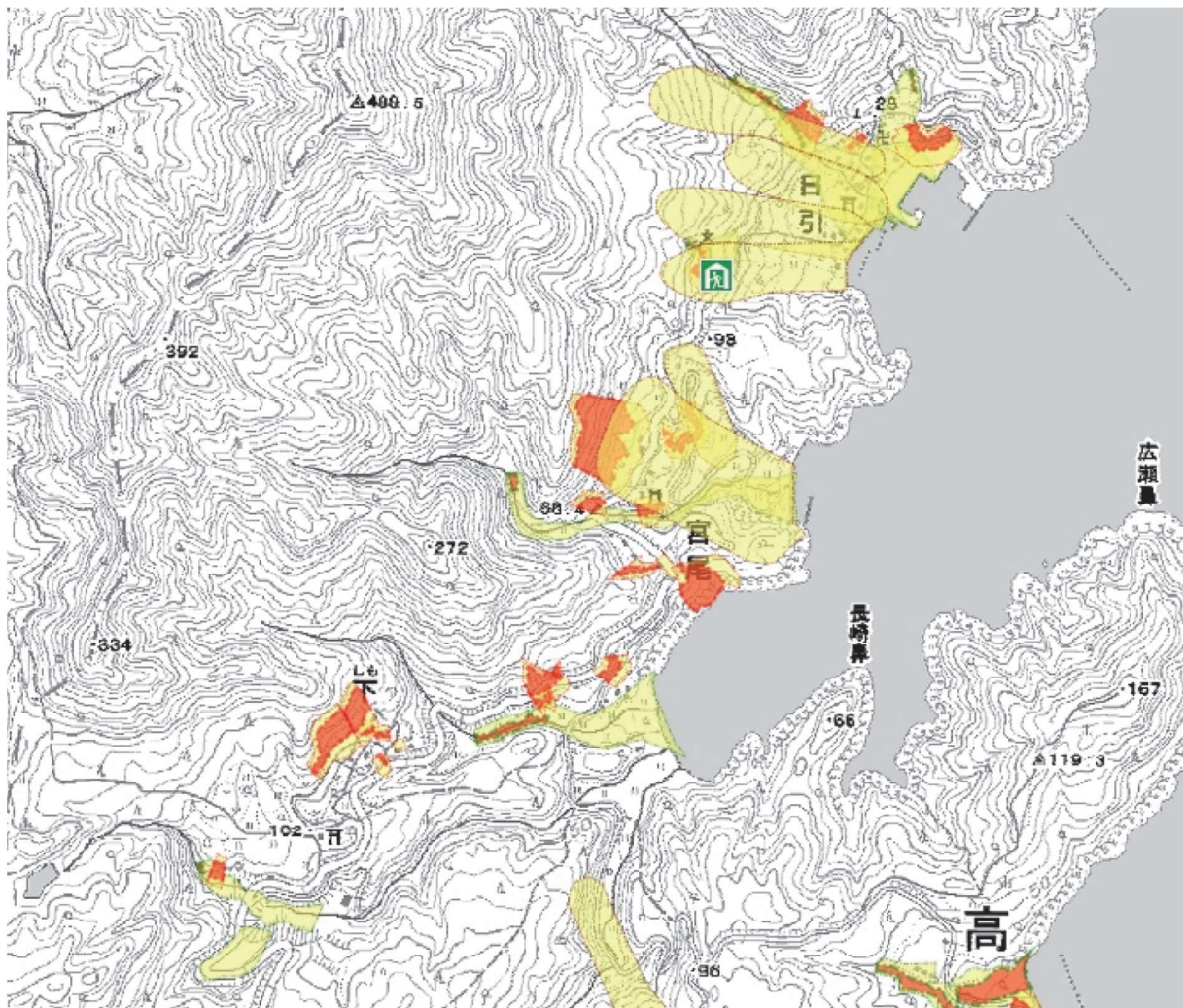
■急傾斜地	
警戒区域	
特別警戒区域	
特別警戒区域	
特別警戒区域	
特別警戒区域	
基礎調査済み箇所	

■地すべり	
警戒区域	
特別警戒区域	

—その他—

■観測施設	
雨量観測所	
H16福井豪雨災害	

■ハザードマップ関連	
避難所	
緊急避難場所	
福祉避難所	



内浦地区②（下・鎌倉・山中 付近）

凡例

—土砂災害防止法—

■土石流	
警戒区域	
特別警戒区域	
警戒区域	土石等の移動による力が建築物の耐力を上回る区域(A)
特別警戒区域	上記の(A)の区域の中で、土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50KN/m2を超える区域
警戒区域	上記の(A)の区域の中で、土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50KN/m2を超えない区域
基礎調査済み箇所	

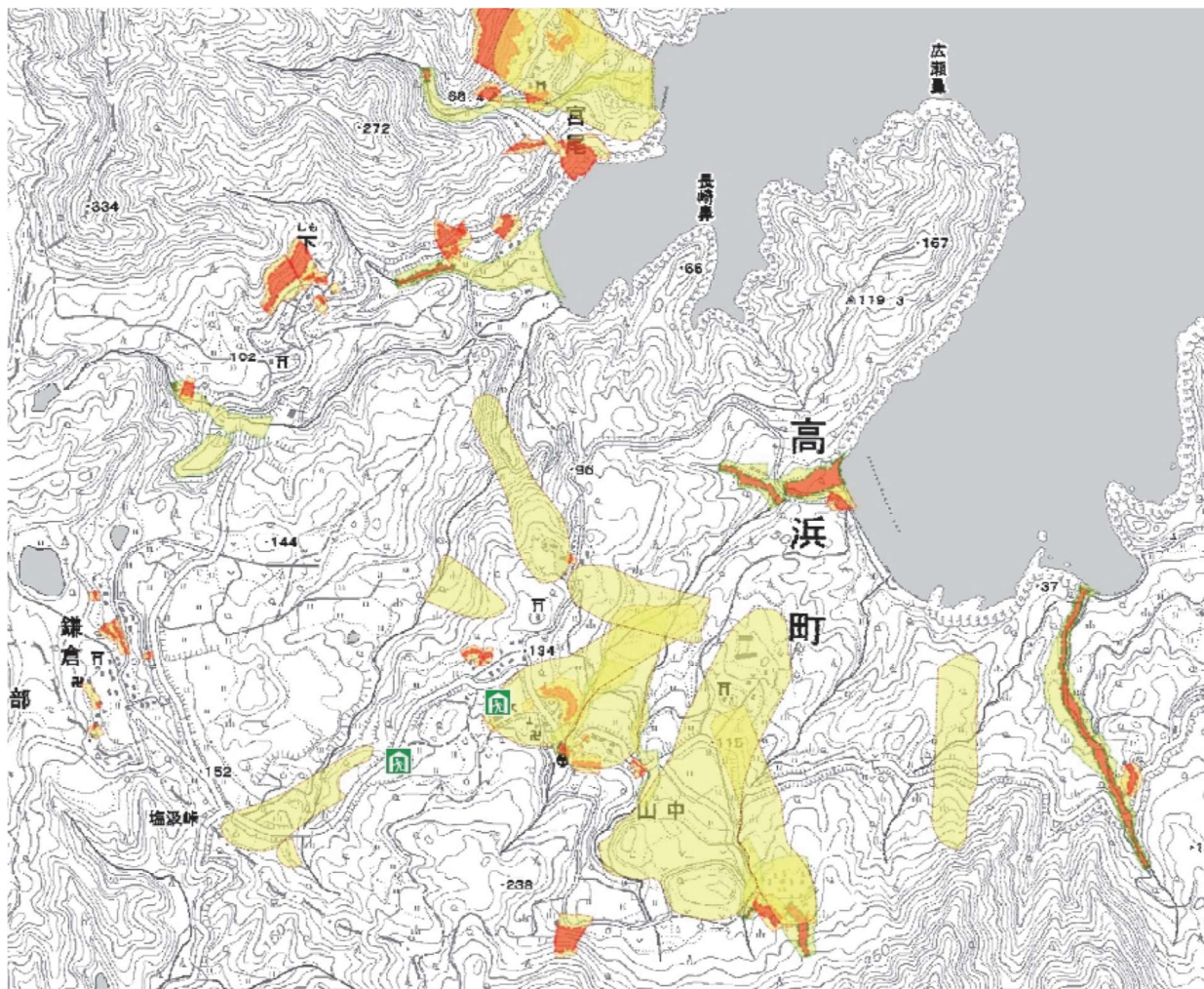
■急傾斜地	
警戒区域	
特別警戒区域	
警戒区域	土石等の移動による力が建築物の耐力を上回る区域(B)
特別警戒区域	上記の(B)の区域の中で、土石等の高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100KNを超える区域
警戒区域	上記の(C)の区域の中で、土石等の堆積の高さが3mを超える区域
基礎調査済み箇所	

■地すべり	
警戒区域	
特別警戒区域	

—その他—

■観測施設	
雨量観測所	
H16福井豪雨災害	

■ハザードマップ関連	
避難所	
緊急避難場所	
福祉避難所	



# 内浦地区③（小黑飯・神野・難波江 付近）

## 凡例

### —土砂災害防止法—

■土石流	
警戒区域	
特別警戒区域	
土石等の移動による力が建築物の耐力を上回る区域(A)	
上記の(A)の区域の中で、土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50KN/m2を超える区域	
上記の(A)の区域の中で、土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50KN/m2を超えない区域	
基礎調査済み箇所	

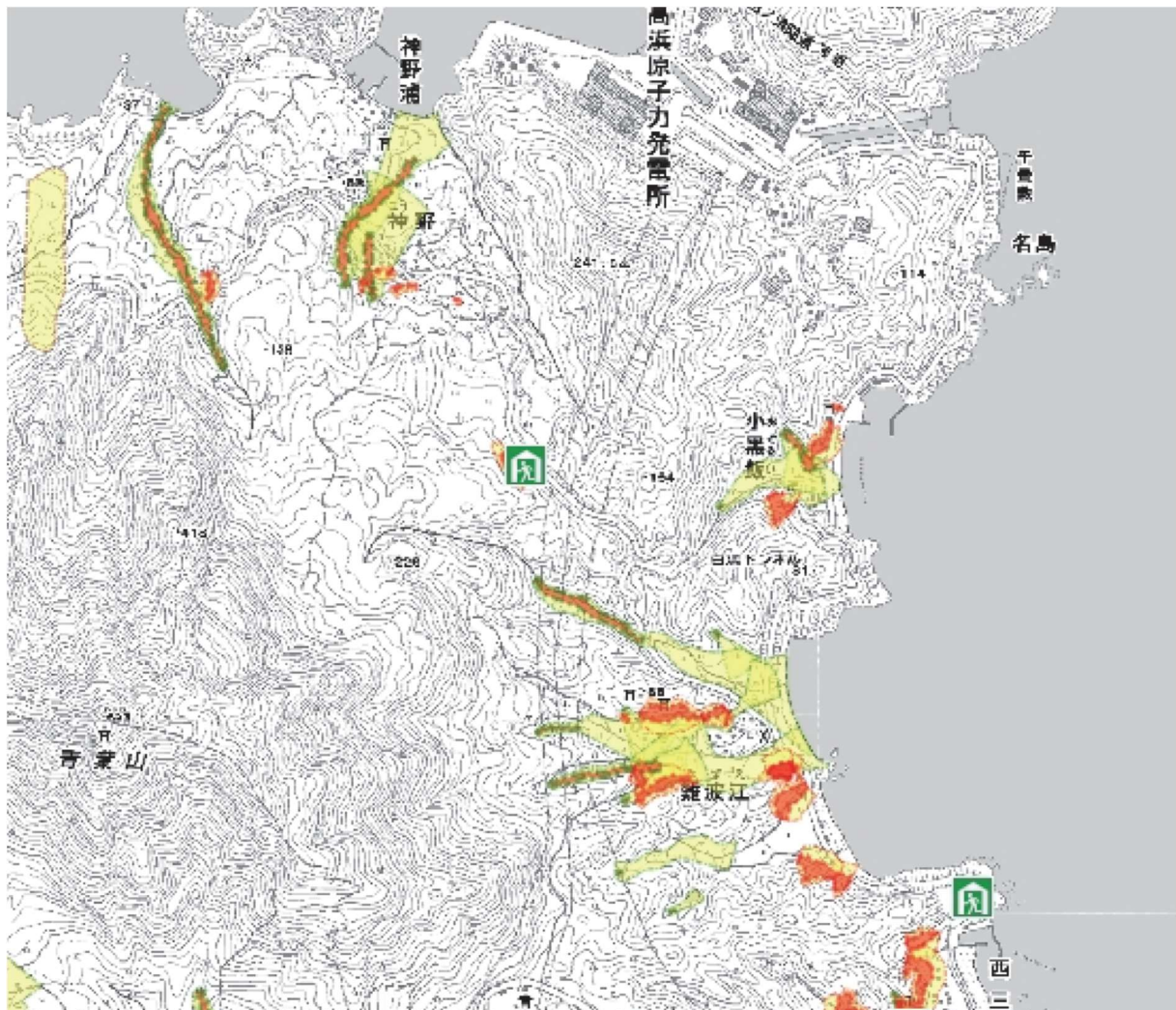
■急傾斜地	
警戒区域	
特別警戒区域	
土石等の移動による力が建築物の耐力を上回る区域(B)	
上記の(B)の区域の中で、土石等の高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100KNを超える区域	
上記の(C)の区域の中で、土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
土石等の堆積による力が建築物の耐力を上回る区域(C)	
基礎調査済み箇所	

■地すべり	
警戒区域	
特別警戒区域	

### —その他—

■観測施設	
雨量観測所	
H16福井豪雨災害	

■ハザードマップ関連	
避難所	
緊急避難場所	
福祉避難所	



# 内浦地区④（音海 付近）

凡例

## —土砂災害防止法—

■土石流	
警戒区域	
特別警戒区域	
土石等の移動による力が建築物の耐力を上回る区域(A)	
上記の(A)の区域の中で、土石流の高さが1mを超える場合、	
土石等の移動による力が50KN/m2を超える区域	
上記の(A)の区域の中で、土石流の高さが1mを超える場合、	
土石等の移動による力が50KN/m2を超えない区域	
基礎調査済み箇所	

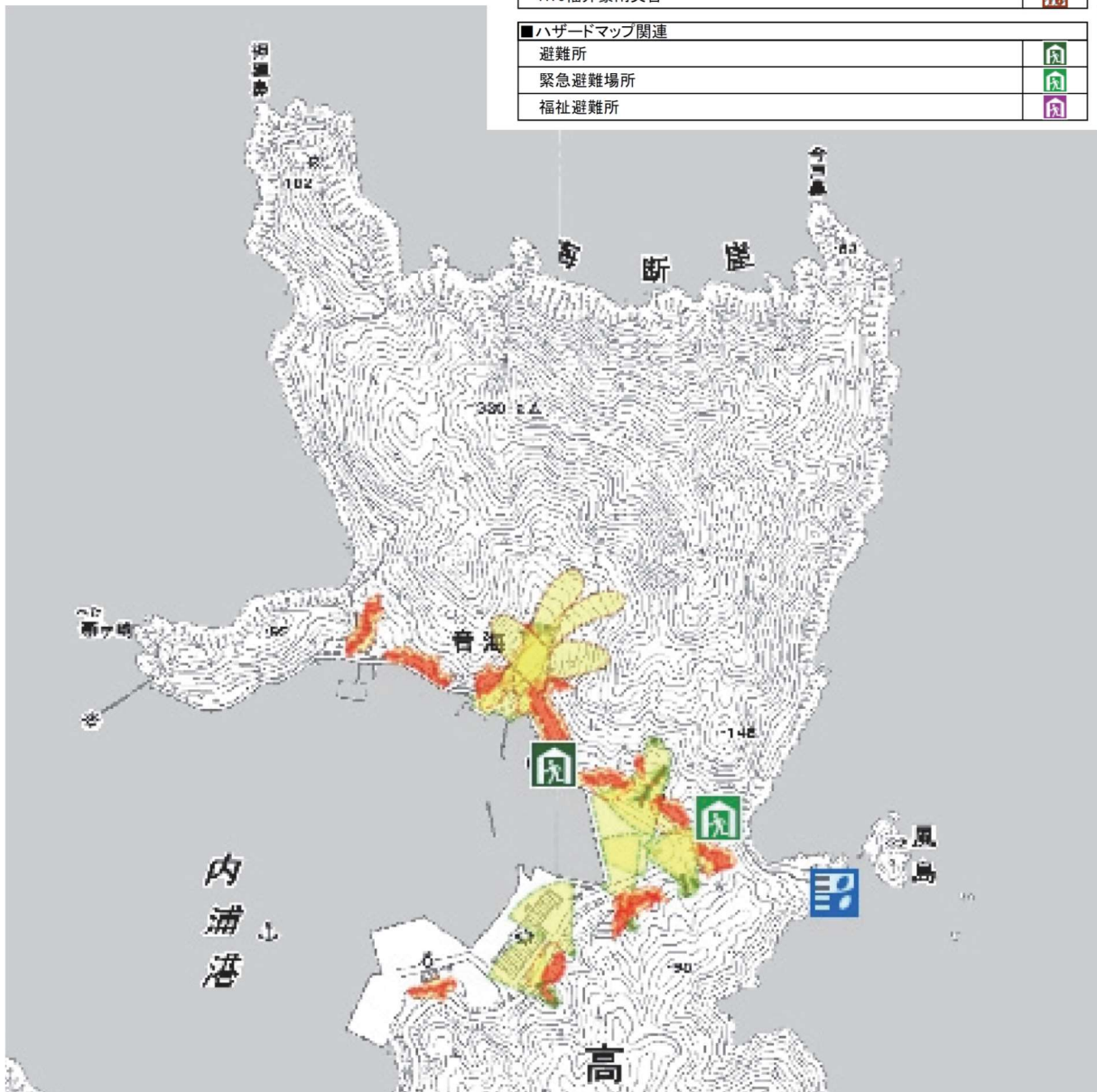
■急傾斜地	
警戒区域	
特別警戒区域	
土石等の移動による力が建築物の耐力を上回る区域(B)	
上記の(B)の区域の中で、土石等の高さが1m以下の場合、	
土石等の移動による力が100KNを超える区域	
上記の(C)の区域の中で、土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
土石等の堆積による力が建築物の耐力を上回る区域(C)	
基礎調査済み箇所	

■地すべり	
警戒区域	
特別警戒区域	

## —その他—

■観測施設	
雨量観測所	
H16福井豪雨災害	

■ハザードマップ関連	
避難所	
緊急避難場所	
福祉避難所	



和田地区①（和田1区～6区 付近）

## 凡例

### 一土砂災害防止法一

■ 土石流   警戒区域   特別警戒区域   基礎調査計画箇所	土石等の移動による力が建築物の耐力を上回る区域(A)   上記の(A)の区域の中で、土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50KN/m²を超える区域   上記の(A)の区域の中で、土石流の高さが1mを超える場合、土石等の移動による力が50KN/m²を超えない区域	  
--------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

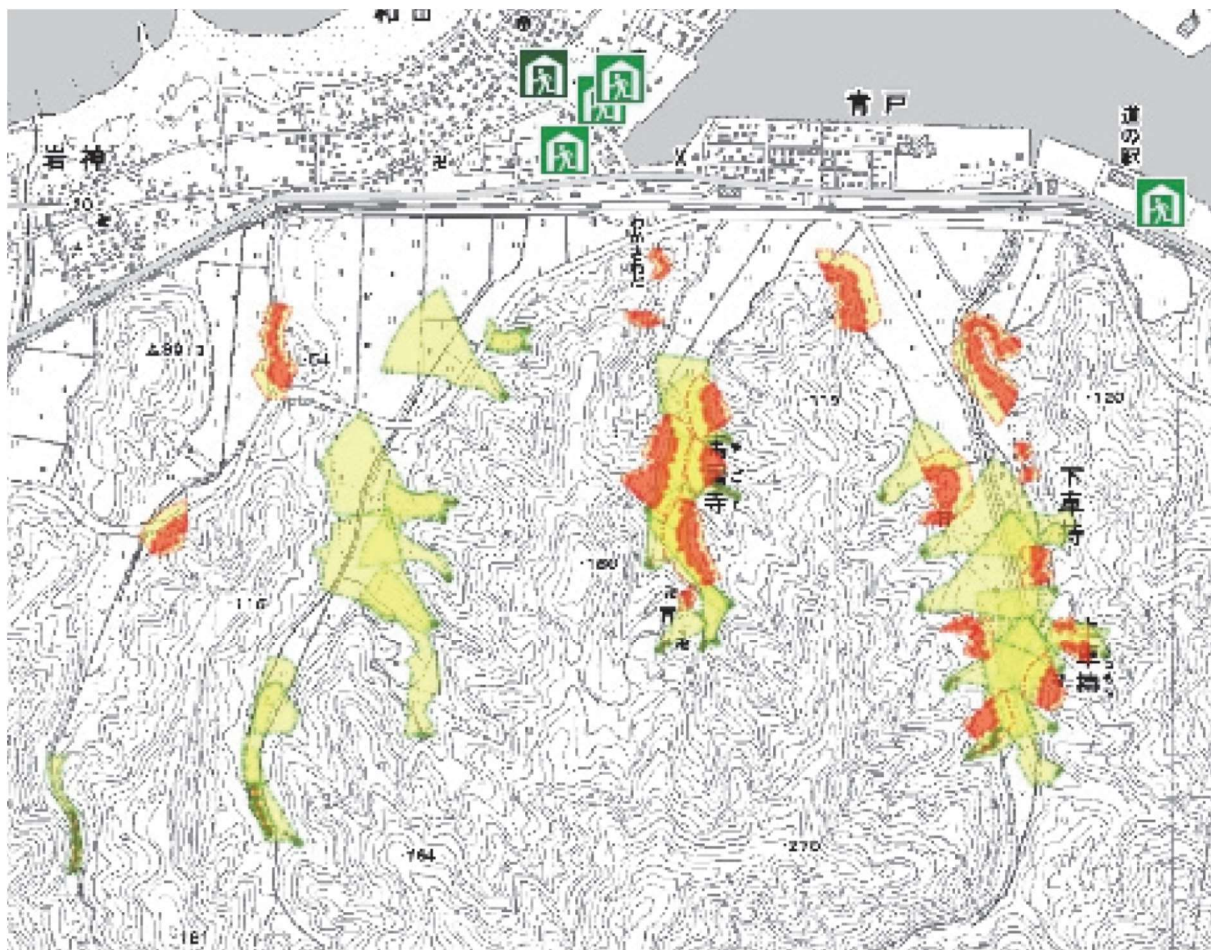
<b>■急傾斜地</b>		
<b>警戒区域</b>		
<b>特別警戒区域</b>	土石等の移動による力が建築物の耐力を上回る区域(B)	
	上記の(B)の区域の中で、土石等の高さが1m以下の場合、	
	土石等の移動による力が100KNを超える区域	
	上記の(C)の区域の中で、土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
<b>区域</b>	土石等の堆積による力が建築物の耐力を上回る区域(C)	
<b>基礎調査済み箇所</b>		

■地すべり		
警戒区域		
特別警戒区域		

—その他—

■観測施設		
雨量観測所		
H16福井豪雨災害		

■ハザードマップ関連	
避難所	
緊急避難場所	
福祉避難所	



和田地区②（青戸・馬居寺・車持 付近）

凡例

—土砂災害防止法—

■土石流	
警戒区域	
特別警戒区域	
土石等の移動による力が建築物の耐力を上回る区域(A)	
上記の(A)の区域の中で、土石流の高さが1mを超える場合、	
土石等の移動による力が50KN/m2を超える区域	
上記の(A)の区域の中で、土石流の高さが1mを超える場合、	
土石等の移動による力が50KN/m2を超えない区域	
基礎調査済み箇所	

■急傾斜地	
警戒区域	
特別警戒区域	
土石等の移動による力が建築物の耐力を上回る区域(B)	
上記の(B)の区域の中で、土石等の高さが1m以下の場合、	
土石等の移動による力が100KNを超える区域	
上記の(C)の区域の中で、土石等の堆積の高さが3mを超える区域	
土石等の堆積による力が建築物の耐力を上回る区域(C)	
基礎調査済み箇所	

■地すべり	
警戒区域	
特別警戒区域	

—その他—

■観測施設	
雨量観測所	
H16福井豪雨災害	

■ハザードマップ関連	
避難所	
緊急避難場所	
福祉避難所	

